

膳夫の宮講

磯城郡香久山村大字膳夫では、古來から土著の家の人達を以て宮講を組織し、同大字指定村社三柱神社（御祭神は火産巢日神、奥津比古神、奥津比賣神の三神で、昔は三寶荒神と稱した）の私祭を執行してゐる。

宮講は左座と右座に分れ、座衆は昔から左座三名、右座四名と定められて増減なく、したがつて座衆が座を退いた場合、その株を譲り受けたもの以外は新加入を認めてゐない。左座は講田約五畝、右座は約七畝を所有しその収入で年々の神事を營んでゐる。

當屋は左座も右座も一名づつで、一年交替、記帳順によつてゐる。宮講で現在行つてゐる年中行事は次の通りである。

植田祭（舊正月十三日） 早朝から兩座の當頭人が三柱神社境内の松の枝で苗松七、八十本をつくつて拜殿に持参し、正午當屋を始め講中全員が同神社に参拜、五穀豊穣を祈念し苗松を大字の農家に一把づつ授與する。この苗松は苗代縮の際山吹の花とともに苗代の水口に立てる。當日双方の當屋より神酒二、三合、煮豆に生大根の細切若干、白米五合、密柑十數個供へる。

新年祭（同二十八日） 正午から講員總出で神社の清掃を行ひ、午後三時頃から講員のほかに膳夫、出合兩大字民ら参列して新年祭を執行、五穀豊穣を祈願する。明治中期迄この日大字から酒五升、鹽煮蠶豆及び組重十一人分を拵

へて神社に持参、膳夫、出合兩總代並に講員七名が参列して祭典を行ひ終つて拜殿でこの組重を開いて直會を催してゐた。

桃の節句（舊三月三日） 正午神社で全講員参列のもとに桃の節句祭を行ふ。この日双方の當屋から蓬團子十五個と洗米五合及神酒を入れた錫の銚子に桃の花一枝を挿して神前に献じ祭典終了後拜殿でこの蓬團子を講中一同頂戴する。

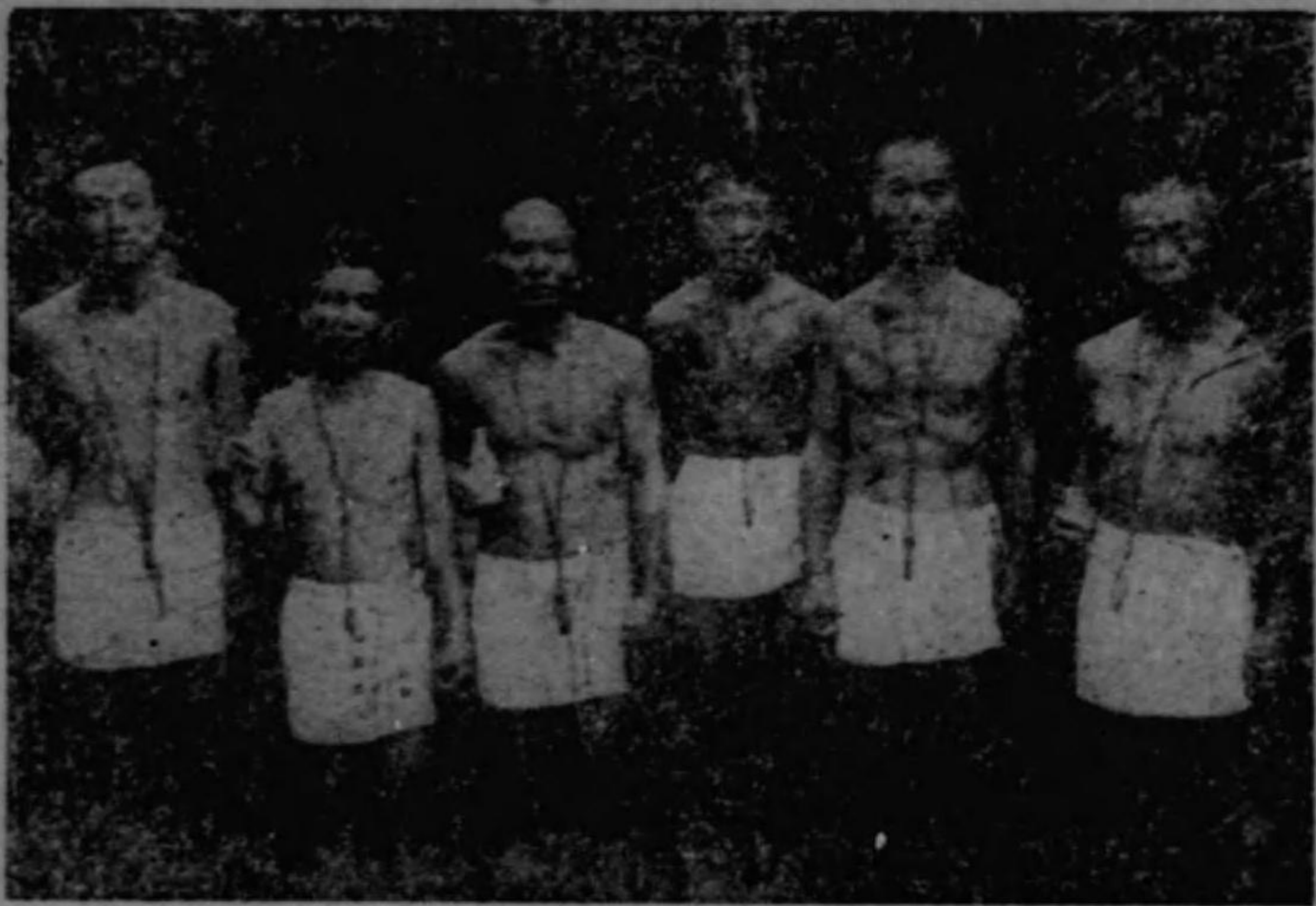
端午の節句（舊五月五日） 桃の節句と同じく正午講中一同神社に参拜、端午の節句祭を行ふ。この日當屋から神酒二、三合、粽十五個、白砂糖若干、洗米五合を神前に献じ祭儀終了後拜殿で粽を載く。

早苗撒祭（六月二十八日） 午後三時から講員のほかに膳夫、出合兩大字民ら参列して執行、氏神の大前に早苗が水田に滞りなく移植された旨を奉告し、黄金の稻穂豊かに稔らせ給へと祈念する。この日兩大字とも早苗ぶりと稱して業を休む。

大女参り（九月下旬） 宮講最高の神事秋祭はこの吉野川の禊によつて序幕がきつて落される。この秋祭は神恩感謝の祭祀を中心に農耕を營んだ古代民族の遺風を傳へるものであり、同月二十日から二十九日迄の間に兩座の當屋から一名づつ、出て、吉野郡上市町の大名持神社前の吉野川鹽ヶ淵に赴き、碧玉を溶したやうな清冽な水を頭上から浴びてみそぎを行ひ、持参した御酒徳利に吉野川の清水を汲みとり更にもそぎの行場の小石を左座は三個、右座は四個、即ち座衆の數だけ拾つて歸り、當屋の床の間に安置し毎日御燈明をあけて禮拜する。往時は草鞋脚絆掛けて高市郡岡から今ヶ峠越しに吉野川へ禊に行つたものだが、現在は電車又は自轉車を利用してゐる。

御假宮造（同月三十日） 前日の二十九日に双方の當屋から講員宅へ「明日おかげり立てを致しますから來て下さ

い」との呼び使ひがあり、當日正午頃講員が座ごとに當屋に赴き、女竹、杉葉、藤蔓で燈籠形のお假宮を造る。燈籠の火袋に當る箇所に御分靈を奉齋するのであるが、この箇所の周囲を鉢巻と稱して左座は女竹で、右座は男竹で二條巻く。出来上るとそれを當屋の本宅奥座敷の軒先きに立て、更に吉野川の行場から拾つて歸つた小石を藁で包み、角行燈の張り替へなどする。これが終ると當屋から夕食が振舞はれる。



(五木の川野吉はのたけかに首) 員講ると離垢水で川米

御分靈遷座式(十月一日) うつしまはし式といつてゐる。三柱神社の御分靈を當屋の御假宮へお遷しする式で、當日午前零時ごろ全講員起床、座ごとに分れて大字の良を流れる米川に赴く。當屋から御假宮造りの際藁包みした吉野川の小石を講員に渡し、ついでこれまた吉野川から汲みとつて来た清水を米川に流す。これが済むと當屋を先登にいづれも藁包みの小石を首にかけ、素裸でザンブと水中に飛び込んで水垢離をとる。これは全講員が吉野川へ行く代りに吉野川で汲みとつて来た水をこゝに流し、吉野川で行してゐるといふ氣持ちで水垢離をとるのである。水垢離が終るとそれ／＼自宅に歸へり、淨衣に着替へて神社の拜殿に赴き注連繩拵へをする。それが丁度午前一時半ごろである。注連繩の数は神社の中門一筋、大鳥居二筋、兩當屋の鳥居各一筋、(註・この鳥居とは御假宮の鳥居をいふのであつて、當屋の門口に立てず、座敷路地の入口に砂盛りしてその上に女竹二

本を立て、上部に注連繩をかけ渡す)御假宮各二筋である。注連繩拵へが済むとその注連繩を神候と共に神前に奉つて御遷座式を行ひ、神職の祝詞奏上があり、淨間をついて神社の御分靈を兩當屋の御假宮に奉遷、假宮の前に百味の御食おんじを供へてこゝでもまた式があり、終れば當屋から砂糖湯が出る。この御遷座式用として兩當屋から神酒二、三合、生半紙十枚、鉢一挺、茄子二個、打蕨一把を用意する。

同日正午右座の座衆及び神職は右座の當屋で中食を、また午後五時ごろ左座の座衆及び神職は左座の當屋で夕食の招待をうける。この際右座では座衆のほかに子供二人づつ招待してゐるが現在は廢止してをり、また献立も大正年代まで相當派手であつたが昨今は非常に簡略になつてゐる。

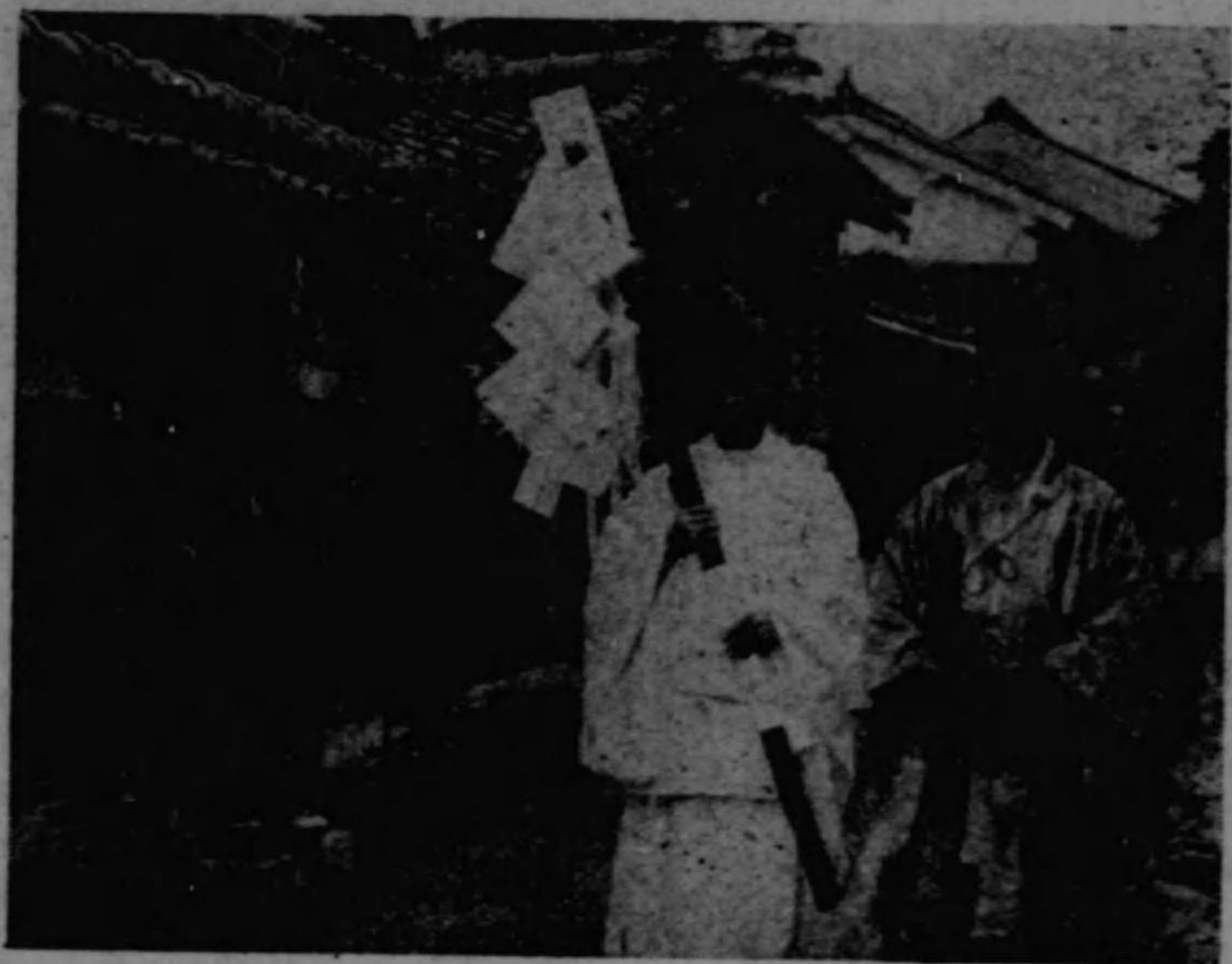
大汝参り(同月中、下旬) 九月の禊と同様、十月十五日から二十五日迄の間に再び吉野川へみそぎに行く。この時は兩當屋のほかに双方の受當屋の人も同道、都合四人が鹽ヶ淵で禊をなし行場の清水を汲みとつて歸る。この二度目の禊には小石を拾つて歸らない。

御幣きり(同月二十六日) 幣きりといつてゐる。この日神職は午前中右座の當屋で、午後は左座の當屋で、いづれも幣切りを行ひ御馳走の振舞をうける。

御幣の数は左座大御幣一本、小御幣七本、右座大御幣一本、小御幣六本で、大御幣長さ六尺餘、黒塗の幣軸を二本合せて卒で括り、それに四垂れの白幣をつけ、更に洗ひ米三合を二つ割して一合半づつそれ／＼白紙に包んで幣軸の左右兩側に結びつける。小御幣は半紙を用ひ長さ約二尺五寸、幣軸は女竹を使用してゐる。

右御幣のほかに左座では長さ約六尺の枝葉繁れる男川柳、右座では同じく女川柳各一本と根付きの新稻各四、五本

づ、用意して置く。



(人頭倉はるす持持てし面) 籠神る出を地路敷座の屋當

宵宮神事(同月二十七日) 當日神職は朝から右座の御假宮に、午後は左座の御假宮に参拜し、双方の當屋から御馳走の振舞をうける。午後六時ごろ講員一同が淨衣又は烏帽子、素袍を着して神社に参拜、拜殿に座名入りの御神燈を吊して宵宮祭を執行、御湯の儀がある。終つて拜殿で兩座の受當屋から男の子一名づつ出して神前相撲をとらせる。そしてその相撲をとつた給料として兩當屋より持参の三合鏡餅を上餅の分を左右取替へて一重づつその子供にやり、午後九時頃講員が打揃つてこんどは兩當屋の御假宮へ宵宮参りと稱して参拜する。この際當屋の表入口から這入らないで、御假宮の鳥居の立つてゐる當屋の座敷路地からその鳥居を潜つて這入る。當日兩當屋から生甘酒二、三合(註・この生甘酒は翌二十八日の秋祭に用ひる甘酒の上水を汲みとつたもので神酒と稱してゐる)三合鏡餅一重、小餅十三個を神前に供へ、別に大字から御酒五升献納される。この酒は翌日兩當屋が分配する。

秋祭神事(同月二十八日) この日宮送りといつて所謂奉幣神事が行はれる。朝五時頃全講員が十月一日の水垢離と同じく米川で垢離をとり歸宅後淨衣又は素袍に着替へ、講員側より御幣持ちちといつて御幣さりの際拵へた小御幣を

捧持する子供、男女を問はず各一人乃至二人を帯同して同八時頃當屋に参集(この際も矢張り御假宮鳥居の立つてゐる座敷路地から出入する)甘酒の振舞をうけてから御假宮の前で遷しまはしの式を行ひ、かねて用意の川柳に甘酒を入た竹筒二つと新稻を括りつけ、更にこれに御分靈をお遷しして(御分靈は御假宮に張りめぐらした注連繩にお遷しする)同九時半頃、神職、講員ら列を正して當屋を進發、途中で左右兩座が落ち合ひ左の列順で神社に奉幣の渡御をする。

- 神職(狩衣) 御靈代(左) (御分靈を奉遷した川柳をいひ、) 一名(當屋)
- 御靈代(右) 一名(上)
- 大御幣(左) 一名(受當屋)
- 大御幣(右) 一名(上)
- 小御幣(左) 七名(講中の子供)
- 小御幣(右) 六名(上)
- 神饌(左) 數名(講員)
- 神饌(右) 數名(上)
- 御假宮(左) 一名(手傳)
- 御假宮(右) 一名(上)

神饌のなかには宵宮にお供へした小餅十三個が混つてあり、御假宮は御分靈をお遷ししたあとのもので、小御幣は渡御の途中、神社境内の末社及び寺院に全部奉獻する。

神社に参着してから左座は拜殿左側に、右座は同じく右側にそれ／＼當屋を上座に當廻り順に着座して秋祭を嚴かに執行、先づ御分靈奉遷の川柳を神前に奉り、神饌を献じ、神職の祝詞奏上、講員の拜禮などあり、ついで神職から大御幣を双方の受當屋に渡し、受當屋はこれを神前に奉獻して拜殿に戻り神職と對坐して拍手を二つうつ。(秋祭の儀式はいづれも左座から始めらる)これが當屋渡しの儀で、受當屋はその儀式が済むと直ちに新當屋となり、大御幣及びお供へした小餅十三個を戴いて歸る。なほ御假宮は神社境内に奉納して置く。

菊の節句(十一月九日) 正午全講員打揃つて神社に参拜祭典を行ふ。兩當屋より神酒二、三合、柿十五個、洗米五合を供へる。

歳祭(十二月末から翌一月末日迄) これは兩座が所有する講田の納米を祝ふ祭で、左座は年貢米の内より當屋營み料として玄米二斗三升を當屋が受取り、残り米を全座衆が分配しその年の諸費用の計算をする。また右座の當屋營み料は四斗で、これを三ヶ年間引續き同一人が受取り順次交替してゐる。他は左座と同じである。(昭和十四年十月調査)

南浦のゴオタク祭

磯城郡香久山村大字南浦、指定村社天香山神社の神事組合である宮座は左座と右座に分れ、左座は主として南浦本村の人達を以て、右座は主として南浦出屋敷の人達を以てそれ／＼組織され、現在の座衆は左座三十名、右座十七名で、ともに株座である。

兩座とも一老、二老の制度を設け、座衆中の最年長者を一老、次の年長者を二老と稱し、一老は座に對して絶対的権限をもつてゐる。他村から養子に來た者は二老になることは認められてゐるが、大字の仕來を知らぬとの理由で一老にはなれない。また一老、二老の年俸として一老に三錢、二老に二錢を當屋算用の際支給してゐる。これは昔に定められた給料を少しも値上げせずそのまゝ踏襲してゐるものと見てよい。

座衆は古記録順(註)又は古からの列順(註)によつて毎年一名宛當屋を勤め諸神事を行つてゐるが、このゴオタク祭はその一つで、毎年五月十日前後に香久山々麓の天香山神社で古式に則つていと厳かに執行されるのである。

この祭は他と祭式形態を異にした御田植祭であつて、ゴオタクは御田供の轉訛と解せられてゐる。古は裏作がすつ

かり刈り取られ、稲田に水が満ち／＼した植付の直前に行はれてゐるが、現今は座衆が五月十日前後のよき日を見計つて行つてゐる。

祭の日が定まると、當日の正午頃座衆が着流しのみ、神社拜殿に參集、先づ御湯行事があり(御湯は神職が行ひ、その際腰にかけた苧を妊婦が腹帯にすると安産するといふ)御湯行事の直前、米の粉を水で練つて小餅位の大きさに薄く伸ばし、それを熱しきつた御湯釜の耳(註)にのせて焼き、これを桑御供(ヒトギともいつてゐる)と稱し、御湯行事終了後神前に献じてゴオタク祭を執行する。

桑に就いて柳田國男先生は「日本の祭」の中の「供物と神主」の條に於いて前掲「忍阪の宮座」の項に引用したひ米から説き起され「餅なども今のふかし米を搗いて作るやうになるまでは、やはり亦一つの生米の食法であつた。前代に餅と謂つたのは今いふ生桑(ナマシトギ)、白米を水に浸して柔らけたのを、小さな臼杵で碎いて粉にしたもので、煮ても焼いても食べたらうが、其まゝでも食べられたのである。シトギは非常に古い言葉で、多分濕らせた食物といふことであらう。今はオカラコと呼び、中部以西では白餅、白粉餅といふ處が多くなつてゐる。必ずシトギを供へるといふ祭はもう少なく、或は棟上げ祭の時に限るやうにいひ(建築祭だから火にかけるときをきらふ)或は秋冬の境の山の神祭の時に必ず之を供へるともいふ。今でも子供だけは後からまはつて之を食べて居るが、普通の成人はもう生では食べようとしなくなつた。即ち人間の食習ばかりが既に改まつて、神さま方にはまだ古い世のまゝのものを續けてさし上げて居る例が稀にはあるのである」と論及されて居る。

祭典が終ると桑御供を撤して參拜者に授與し、引續き直會を催して直會中に古から傳はると稱せらる「ゴオタクの

歌」をうたふのである。

歌詞は左の通り

- 一、うえよいわ まんぐわのかきよ ねよよいわ とののねはだかよ ねぬくいわ たびかさなれば ねーようなら
- 一、ことしは豊年 ほにほがさいた 早稲は三石 なかては四石 こんどおくては箕ではかる
- 一、紺のおびして 畦に立つ あのののかと思へば わかとの
- 一、こんにちは おんたの さびらき たまむし色に 金つけて にこと答へば 八幡太郎 八幡太郎は 春日におそれ 七幡太郎と申そうぞや

御田植祭に關聯した行事として舊正月五日に莊殿、同月十四日に御田が行はれてゐる。

莊殿は五日の早朝、一老と手傳人とが同大字日向寺に来て、先づ一老が牛王寶印を同寺の四天王と稱する四本柱に押捺してから、手傳人と共に牛王さんをつくる。牛王さんは枝付きの川柳の幹の根本を三つ割して、そこへ生漉紙に「牛王・天香山大明神・寶印」と刷った牛王印符を挟んだもので、午後三時頃座敷もやつて来て、大日如來の寶前に牛王さんをその他の御供と共に供へて莊殿な法會を修し、般若心經三卷を讀誦、終つて年酒を催す。牛王さんはその日の夕刻大字各戸から二本づつ戴きに來る。御田は十四日天香山神社で執行され、神前に雄松と雌松の若枝を各一本宛合せて藁にて括つた苗松六十束を獻じ祭典後大字全戸に授與する。麩で春が来て粗播く際、この苗松が牛王さんと共に苗代の畦に挿されることはいふまでもない。

(昭和十四年五月調査)

南浦の宮送り神事

磯城郡香久山村大字南浦の宮座では、左座も右座も、十月十二日大字指定村社天香久山神社秋祭の宵宮當日、宮送



當屋渡し (現中央・前頭人)

りの神事をそれ／＼座ごとに行つてゐるが、左座では、この日正午頃座敷が當屋に參集、盛大な座が催され、次いで御供撤き、當屋渡しの儀式があり、式の最後に手打ちを行ひ、一老が「ザアザアザダンザーノ ハママツサンノ 三國一ノ宮講中 シユビヨクア イスンデ オメデトウ」といふと、一同が「オシヤンノ シヤン オシヤシヤンノ シヤン」と囃し立て、手を三度打ち、一老がまた「祝フテ マア一ツ ウツテクレ」といふと、一同が「オシヤシヤンノシヤン」と同じく囃し立て、手を三べん打つ。

このめでたい手打ちが終ると、直ちに宮送り、即ち御分靈御還幸の渡御に移り、高張を先頭に櫛(長さ五尺の櫛の木に新稻一株、濁酒を入れた小さな竹筒二つ、洗米八勺と小豆少々を白紙に包んだほんぐりをつける) 御幣(長さ二尺五寸の女竹を二本合せて芋で括り、それに四垂れの

白幣をつけ、幣竹の中央に白紙を巻いて紙紐にて結ぶ。唐櫃 新當屋 神輿 生御膳（生御膳は天香山神社に二臺、香久山中腹の上の御前社に一臺供へられ、一臺ごとに遊柿、栗、柑子密柑、茄子、菜豆、大根、牛蒡、芋蕪の八品を、何れも小さく切つて竹串に刺し、或ひは串に刺さず各々十文字に組合せ、藁の末で括つて大きなお膳に盛つた古風なもの） 神職 一老 二老 座衆の列順で、新、舊兩當屋



宮假御たれらて立に敷屋の前門

（註）當屋送しがこの御分番御送奉御の前に行はれるので、新、舊當屋の區別が一寸や、こしくな（註）が、こ、にいふ新當屋は當屋送しが行はれる迄の舊當屋、舊當屋は同じく現當屋である）は淨衣、その他の座衆は羽織、袴姿に威儀を正して舊當屋から神社に渡る。櫛は舊當屋の頭人が、御幣は同じく舊當屋の男の子がそれ／＼捧持し、まれ生御膳は、清楚な巫女の装束を身につけた可愛らしい少女三名（舊當屋の子か又はその親戚の子）が頭に戴いて渡御に参加してゐる。神社で右座と落合ひ、それ／＼拜殿所定の座に着いてお祭が行はれる。なほこの神事に先だつて同月七日當屋の門前の屋敷に、青竹を柱として杉葉で葺いた大きな御輿形の御假宮が立てられ、その周圍に女竹を立て、注連縄と薦をはりめぐらし高張提灯をか／＼、更に翌八日には宮迎へを行つて氏神の御分靈をこの御假宮に奉齋する。（昭和十四年十月調査）

脇本の新頭屋

磯城郡朝倉村大字脇本、指定村社春日神社の神事組合である宮座は「古頭屋」と「新頭屋」の二つに分れてゐるが、こゝでは主として「新頭屋」に就いて述べる。

「新頭屋」は大字の男子を以て組織し、當屋は大字に二ヶ年以上居住し、しかも未だ一度も當屋を勤めない者のうちから希望者を募り、神占によつてこれを定め、定められた者が毎年一名宛交替で勤めてゐる。

大正六年二月一日改正の「頭屋年中行事記録」中に

一、宮頭屋營ミ方舊記録ヲ無視シ、近頃餘り奢侈ニ長ジ、爲メニ二月一日座席上ニ、頭屋抽籤ニ加入スル者年々減少スルヲ以テ、將來ヲ憂ヒ、今度大字總代協議員及ビ宮仲間ト相談ノ上、本記録之通り營ミ方ニ大改正ヲ加エ、且又、從來ノ營ミ料玄米一石也ノ外ニ清酒壹斗也大字協議費ヨリ相渡シ相成リ候間、氏子タル男子ニシテ頭屋未済ノ方ハ進ンデ抽籤ニ加入セラルベシとある。

當屋を勤めた年代の最も古い人を一老と稱し、頭仲間の長として年中の諸行事を支配する。任期は五ヶ年で、期間中その報酬として神社所有の柴山一反歩を無償で貸與される。この山を俗に一老山と稱してゐる。

同「頭屋年中行事記録」中の「一老心得」に

夫レ一老職ハ、新頭屋年中ノ行事ヲ指導シ、宮仲間ヲ統一スル權利ヲ有ス。五ヶ年間就職ス。忌服病氣ノ外代理人不相成候。如

何トナレバ、代理人ハ頭屋ニ経験ナキ人ナレバ、新頭屋年中行事ヲ指導スル能力ナシ。依テ一老衰弱シ、常代理人ヲ差出スベキ場合ニ立至レバ、速ニ一老職ヲ辭シ後繼一老ニ引渡スベシ。然レドモ病氣ノ爲メ一時代理ハ差支ナシ。忌服缺席ノ場合ハ、宮仲間中ノ最先輩者一時代理スルモ差支ナシ。

とある。また當屋を勤めてから以後八ヶ年間を宮仲間と稱し、期限がくると順次仲間から退いてゐるが、年中行事は主としてこの宮仲間と一老とによつて行はれてゐる。

岩藏神社の綱掛 (舊正月五日) 前日當屋で長さ三十尋の注連繩二筋拵へる。當日午前九時頃神職と一老が當屋に來て、その注連繩に片垂れの幣とほんぐりをつけ、當屋同道注連繩を持つて同大字岩藏神社に參拜、同神社及び辨天宮に注連繩一筋宛掛け祭典を行ふ。

春日神社の綱掛祭 (同月八日) 前日當屋で綱に使用する藁百二十把を打ち、更に松枝二束、煤竹十五本、半紙二帖、橙一つ、櫛切炭一つ、五穀及び水引、芋少々用意して置く。當日午前七時頃神職、一老、宮仲間が當屋に參集、天井裏の吊棚の上に安置された御假宮の前で神職が祝詞を奏し一同拜禮の後、しもけし(註、酒を呑んで)と稱して朝食の振舞ひをうけてから當屋の納屋で綱と御幣矢をつくる。

綱の長さは八間半で、綱には足と稱して松の若枝をつけた垂藁、ほんぐり、片垂れの幣など賑やかに吊り下げ、更に綱の中央に粟、黍、裸麥、小麥、大豆を白紙に包んで櫛の切炭、橙と共に芋で吊し御幣三本を立てる。

また御幣矢は、長さ六寸の煤竹(註、竹)の一方を二つ割して、それに矢形の白紙を挟んだもので、平年なれば二十四本、閏年のときは二十六本つくる。この御幣矢は綱掛祭終了後、宮仲間中の古參者二名が捧持し、東西の二手に分れて大字

の境界の田の畦に、一方に十二本づつ(これはその年の月の數に因んだもので、閏年の場合は十三本)矢の方向を外に向け

て立てる。同大字では古來から毎年頭に當つてかうした御幣をつくり大字の東西兩境界に立ててゐるが、これは悪魔悪疫の大字への侵入を防ぐためだと傳へられてゐる。

綱造り中にご馳走が納屋に運ばれ、一同藁埃やしび(註、藁屑の)の中でお酒を呑み握飯を頬張るのである。

綱が出来上るとそれを丸く巻き重ね、中央に棒を通して前、現兩當屋が擔ぎ、その他の宮仲間衆



矢幣御たれられて立に畦の田の界境



綱の傍で會食する仲間

が御幣竹、神饌など捧持して神社に赴き、神前の古木にその綱を掛け渡して綱掛祭を執行、終つてから當屋で座を催す。

御供搗 (同月十一日) この日一老の指圖のもとに當屋で御供搗が行はれ、引續き牛王さん百十本をつくる。この牛王さんは長さ約五尺の栗の枝の株の方を二つ割してそれに「牛王・神宮寺・寶印」の判刷紙を挟む。

御供織き (同月十三日) 午前四時頃神職、一老、當屋らが神社々務所に出仕すると、大字内の各戸から家族一人につき押し餅十づつ (例へば五人家族の家は五十個、十人家族の家は百個といふ具合に) 持つて社務所に来たり、到着順にそのお餅をお供へしてその旨帳簿に記入して貰ふ。このお供へは夜の明方までに全部終る。

正午當屋で宮仲間衆が来て座が催され、夕刻一同神社拜殿に参集、この時「古頭屋」と初めて一緒に祭典を執行、各戸からも参拜して朝お供へした押し餅を家族一人につき三個の割で朝の到着順に戴く。その際前日拵へた牛王さんを一戸につき二本宛渡す。

残りの押し餅と「古、新兩頭屋」の當屋から供へられた御供餅とを拜殿から前庭に撒き参拜者が競つてこれを拾ふ。また同夜一老が参拜の子供の眉目に鬩浮檀金の寶印を戴かす。

御供搗 (同月二十八日) また當屋で御供搗を行ひ、二月一日座の早朝頭人が神職、一老同道で神社に参拜、御供餅を供へ神拜の上持ち歸つて焼き、區民を各戸から一名宛招いて座を催し一人につき五勺餅四つ宛お膳にのせる。

二月一日座と當屋定め (舊二月一日) 正午頃から當屋の手傳人が呼び使ひの法螺貝を二、三度村中吹いて歩くと、區民が各戸から一名宛當屋にやつて来て到着順に着座、本膳が出され一献、二献と宴酣なる頃を見計つて神占による當屋定めが行はれる。この占によつて定つたこの當屋は翌年の十月廿五日が来て初めて本當屋になるのである。

先づ参集者のなかから當屋の希望者を募り、その希望者の氏名を紙に記して御假宮に奉齎せる御分靈の大前に供へ、

神慮を伺ひ奉つてから黒塗の飯椀に捻紙を希望の員數分を入れ、當屋の子供が椀の中の捻紙を箸で挟んで希望者に配る。するとその捻紙の中にたつた一つ宮といふ字が書かれてあつて、それに當つた者が二回後の當屋になる。この當屋が定まると一老がその旨披露しその當り當屋に祝ひ酒があり、電燈のともるころ一老の發聲で一同起立し、高砂の謡を謡つて解散、それより伊勢音頭をうたひつゝ、當り當屋を送つて行く。

端午の節句 (舊五月五日) 朝八時頃神職、一老、當屋の三人が春日、岩藏兩神社へ粽を供へ、神拜後これを持ち歸つて神職、一老および宮仲間一人につき粽五本に麥粽二本を添へて分配する。前日の四當屋で粽拵へがある。

大汝参り (舊八月二十八日) 當頭人が前年の當屋から引繼いだ小石二個を持つて吉野郡龍門村の大名持神社に参拜、吉野川で禊をした上新しい小石二個を拾ふて歸り新藁で編んだ薦に包んで當屋の御假宮に祀る。この大汝参りは往復とも徒歩、しかも道中無言とされてゐる。

九月一日座 (舊九月一日) 朝八時頃神職、一老、當屋の三人同道で春日神社に参拜、きよの飯十人前を神前に供へ神拜のちそれを再び岩藏神社へ供へ神拜後撤儀して持ち歸り、正午神職、一老のほかに宮仲間衆を當屋に招いて座を催す。このきよの飯は目方二百九十匁 (約五合) の蒸飯を高約二寸、直径約五寸の圓柱形に盛り、側面に新藁二筋を巻き (これを鉢巻といふ) 上面中央部に刺栗一つのせてその上からへそかはらけ (註 素焼の小) を被せる。

一同が揃ふとそのきよの飯に長い栗の箸一ぜんと茄子、里芋、味噌汁など添へて出されるのである。

このきよの飯を鏡 (註 お鏡の味か) と稱し、同新頭屋の「寛政元年己酉正月吉祥日、頭家年中行事仕様控」中に八月晦日鏡こしらへ 栗はし拾貳ぜん、生くり十三四許り、へそかはらけ拾貳枚、くりの五た六本、新はら登は、稻穂少々、

半紙少々右用意可有之、餅米壹升を貳つの積りにて數十二程度拵へ、但し小豆を入申事なり、神主一老を相頼申事也

九月朔日鏡献立 早朝神主一老並頭家相濟本社持參神拜相濟候へ、すくに岩藏權現神主神拜相濟候へ、持歸り頭人衆へ出し、但し目方壹ツニ付貳百九十目ツ云々

とあり、更にまた

九月十二日朝鏡拵 拵數七升也、米壹升を貳ツの積り、但し志らむしなり、目方壹ツに付貳百七十目ツ、神主一老相頼申事也、朝日準

神前惣拵志め繩五ひろ也、孝少々、生栗數十六、栗箸拾六膳、さやまめへそかはらけ十六枚、新はら壹は、栗の枝六本、上半紙四拾八枚、白はし三せん、金水引三は、稻穂少々

右之通用意可有之候事、本社へ御膳三膳、御供御酒肴等、はり／＼さや豆牛房持參有之盡時方暮打御湯燒、神前御幣新に拵、夕方に御供まきなり、但し銀二匁を翁へ頭家より相渡申候事也

九月十三日鏡献立 早朝本社へ持參神主一老並に曾爾市(註女)同道頭家共神拜相濟すく岩藏權現へ持參、神拜相濟候へ、宮寺へ三膳遣し残りへ明十四日頭人共曾爾市へ壹膳出之也

とあり。九月十二日の鏡拵は現在十月二十三日の宵宮座に、また九月十三日の鏡献立は十月二十四日に變つてをり、この二つに就いては後で敘述するが、斯様にきよの飯のことを鏡といふ文字で表示してゐる。

いまも八月三十一日に當屋で一老指圖のもとに、きよの飯を調製してゐるが、その際、吉野川で拾つて來た小石二個を桶に入れて、きよの飯の米を洗つてゐる。

宵宮座(十月二十三日) 前々日の二十一日當屋で一老指圖のもとに御供搗きが行はれ、當日は朝早く神職、一老が當屋に來てきよの飯、(この時の饗の飯は一つの目方二百七十五匁)御幣、注連繩など調製する。饗の飯は十一、御幣は三本である。

夕刻「新、古兩頭屋」の一老、頭人、宮仲間らが神社拜殿に參集、注連繩をはり、神前に御幣を奉つて宵宮祭を執行、祭典後御供撒きがあり、引續き拜殿で向つて左に「古頭屋」が、同じく右に「新頭屋」が着坐して直會を催す。

翌二十四日早朝神職、一老、當屋の三人が春日、岩藏兩神社へ饗の飯を供へ、神拜後これを撤して一老、宮仲間らに送り膳をする。

當屋渡し(同月二十五日) 正午神職、一老、宮仲間が當屋に參集、饗の飯膳についで本膳が出され、饗宴が終ると、當屋からの七度半(現在は三度半)の呼び使ひで受當屋が現當屋に來り當屋渡しが行はれる。

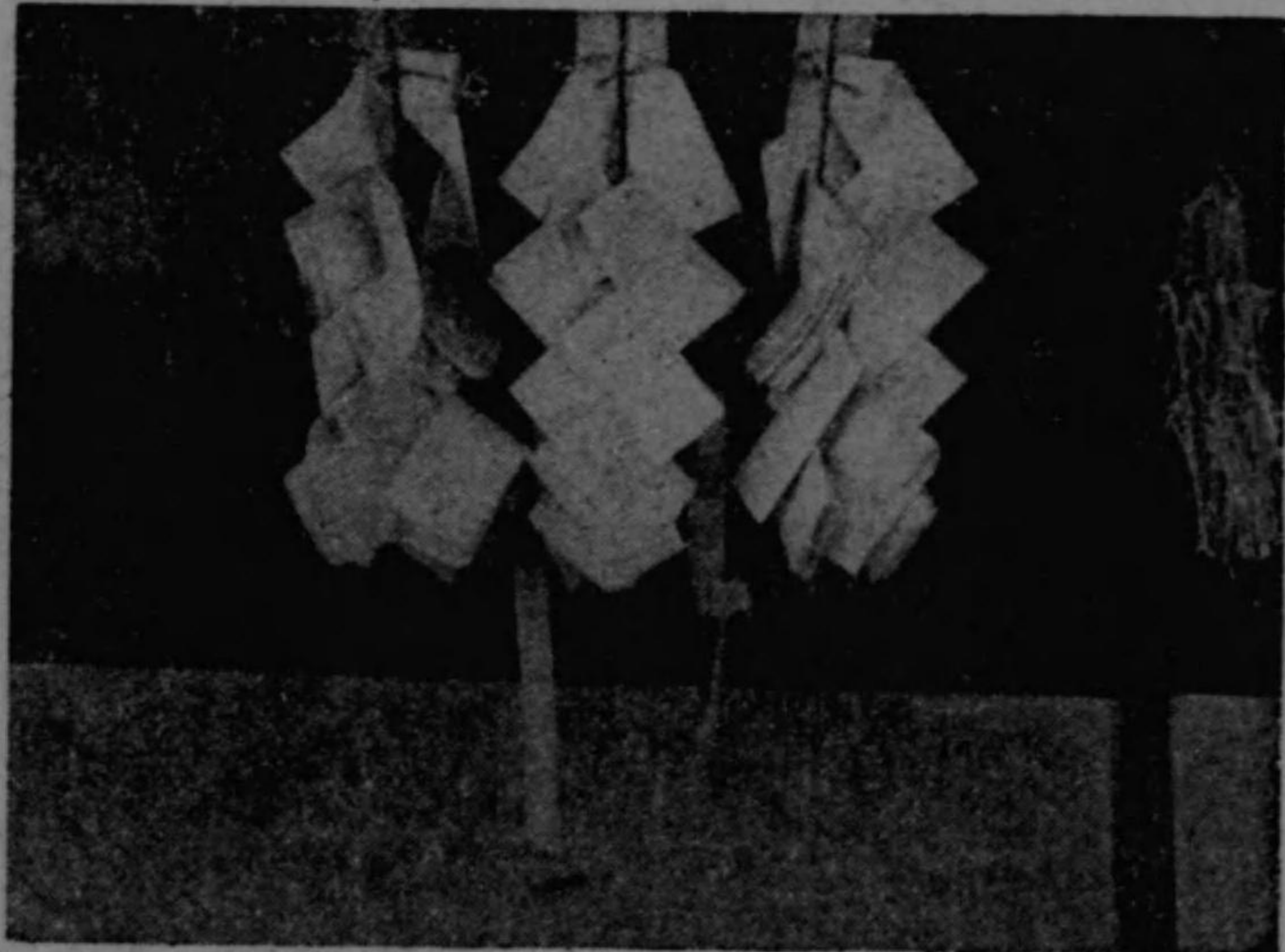
この當屋渡しは非常に變つてゐる。先づ當屋の竈(かま)さんの大釜の上へ御供桶を伏せて、その御供桶の上へ御分靈と崇めてゐる古箱(この箱をお春日さんと稱し、箱の周圍を荒縄で二くり巻き、正面に當る方に御幣三本を立て箱の中に古記録を納めてゐる)をのせ、竈さんの前に荒筵二枚を敷き、筵の上に現當屋と受當屋が相對して着座し、神職、一老立會、饗の飯を酒の肴に宮仲間中の最古參者の給仕で酒二献を酌み交し當屋の受渡しを行ふ。この竈さんの前での當屋渡しに先だつて渡當屋(わたしや)の頭人は御分靈の箱を擔いで屋敷の周圍を一回廻る。

當屋渡しが終ると御分靈を捧持し一同左の列順で新當屋に渡る。

神職 一老 金燈籠一名(宮仲間) 御分靈(新當屋) 御供桶一名(宮仲間) 小石一名(上) 闊浮檀金寶印一名(上) 牛王寶印
判木箱一名(上) 花立記録帳箱一名(上) 渡當屋



御分靈箱を取らん頭仲間



當屋の門口に飾られたる宮標

新當屋に着くと、座敷の中央に御供桶を逆倒にしてその上に御分靈箱をのせ、神拜してからその御分靈箱を恭しく開き、一老が箱に納められた古記録帳に新當屋の氏名を記入、その間神職が御幣をつくり、宮仲間が注連縄をなうて、新しいのと取替へた御分靈箱を吉

野川の小石と共に御假宮に奉齋、御食御酒くさぐさのものを献じてお祭を行ひ終つて本膳が出る。この御假宮は前にも一寸述べた如く當屋の座敷の天井裏にしつらへられてゐる。即ち半間の檜板の棚を南向きに

天井裏に吊し、棚の上に藁を敷いてその上に御分靈を安置し御假宮の前に太い注連縄と金燈籠を吊す。

また當屋の門口の軒に宮標(註、御分靈を奉齋)と稱して太い注連縄一筋を吊し、注連の前に女竹を幣軸とせる四垂れの御幣三本を立てる。

柴勘定(舊十二月八日) 山の神祭をかねた當屋算用のことで、寛政元年の「頭家中行事仕様控」には「十二月八日、宮算用寄合」とある。この日正午頃一老、宮仲間が神社拜殿に参集、鉈、斧、鋸、鎌など神前に献じて祈禱のち境内の枯柴を集め、終つて前當屋に來り當屋算用をしてから本膳で馳走の振舞をうける。

(昭和十四年十月と十五年二月調査)

註・右文中、單に神社とあるは春日神社をいふ。

黒崎の奉幣神事と閉帳開帳行事

磯城郡朝倉村大字黒崎では區民を以て宮座を組織し、毎年一名宛交替で當屋を勤め、十月二十三日執行される同大字指定村白山比咩神社秋祭の宵宮當日に古俗床しき奉幣神事と閉帳開帳の行事を行つてゐる。行事を述べる前に當屋の定め方に就いて簡単に説明してみよう。

同大字は中之町、上之町、東山、東垣内、西垣内、下河原、下之町の七垣内に分れ、毎年十月十一日に七垣内の代表者が會合、ふりあけ(註、神占)によつて當屋垣内(註、當屋を勤める垣内)を定め、垣内が定まればその垣内の者が家並順または抽籤

で一名宛當屋を勤める。一度當屋を勤めた垣内は、次の新規蒔き直し迄このふりあけから除外され、順次残つた垣内のみによつてふりあけが行はれる。七垣内あるのだから七年たつと當屋はどの垣内も一遍通り廻る。そこで、七年目ごとにまた初めから新規蒔き直しの總ふりあけが行はれる。

前年當屋を勤めたものを附添つぎ、又はしやしよし流ながし(正指)。若しくはおながし役と稱してゐる。附添は次の當屋で催される舊十一月一日の御注連入り祭、舊正月十一日のかじぞめ座、十月十一日の當屋定めのふりあけ神事、同月二十三日の宵宮座の四度の當屋座に出席して正座を占め行事の相談に預る。

またこの四度の當屋座には、七垣内から座衆代表者が一名宛出席する。代表者は毎年宵宮座までに各垣内ごとに抽籤で定める。

現在の座衆は五十七名で、大字に居住する戸主であれば何人でも座入りを自由に認めてゐる。

さて當屋の行事であるが、舊十月二十八日の御假宮造り(御假宮は當屋の座敷の清浄な箇所)に設けられ、高さ約三尺七寸、幅約三尺の長方形にして、正面を編竹で挟んだ杉葉で覆ひ、その中央に御簾をかまげ、御假宮の前に切垂と金燈籠を吊し、同時に當屋の表に當屋標しるしと稱して杉葉と青竹とで戸袋形の門飾かざりをする。同月二十日の宮迎へ(夜十一時頃神職と當頭人が木箱に納められた白山比咩命の木像を捧持し燈火を滅して神社に赴き、御分靈を木像に奉遷して當屋に戻り御假宮に奉齋する)。舊十一月一日の御注連入り祭(御分靈を當屋にお迎へした祭であつて、正午神職及び各垣内の座衆代表者が當屋に參集、御假宮の前でお祭があつてのち座が催される)。同月二十八日の門松立て(當頭人と肝煎が神社と當屋の門口に松を立て、御假宮の注連飾りをする)。翌年舊正月十一日のかじぞめ座(年頭の田の耕作初めの日に催される座なるが故にかうした名が生れたもので、正午神

職及び各垣内の座衆代表者が當屋に来てお雑煮その他の振舞をうける) 同月二十日のお水取り(當頭人が神社境内の小川の水を竹筒に汲みとつて歸り自宅の手水鉢に移す)。十月十一日の頭屋定めのふりあけ神事(明治年代まで舊十月一日に催されてたので一日座ともいふ。各垣内の座衆代表者が當屋に參集、垣内の名を白紙に記し小さく捻り丸めて三寶にのせ、饗宴半ばに神職が切垂をつけた神をふりあげて神慮を伺ひ奉り、それに叶つた垣内から受當屋を選出する)。同月二十二日の宮送り(當屋に駐りましてゐた御分靈が神社に御還幸なることをいふのであつて、夜十一時頃、神職と當頭人とが燈火を滅して御分靈を神社に御送り申し上げる)。の諸行事があつていよいよ同月二十三日、宵宮座に引續いてこの奉幣神事と閉帳開帳の行事が行はれるのである。

この日當屋の門口には定紋を染めぬいた幔幕を張りめぐらし、「宮頭屋・社中」と記した高張が吊され手水の用具が調へられる。

また當屋では朝から串柿御供(註宇陀郡曾根村小長尾ではオスゴサンと稱してゐる)その他の神饌を調製する。この串柿御供は、兩端を截斷した柿と柑子密柑を長さ約一尺の竹串に一本につき各二つ宛交互に刺し、更にその上端に白饅頭一つ刺す。その串を七本つくり、それを直徑約三寸、高さ約八寸の檜の丸太の周圍に立て並べ白木綿糸で倒れぬやう括る。この御供を二つ拵へ、三寶にのせて他の神饌と共に當頭人が神社に持參、神前に供へる。

正午頃各垣内の座衆代表者(この中に神職)が全部上下を着用して當屋に来る。當屋人が羽織、袴でこれを門口に出迎へ、挨拶を交したのち代表者が手水を行つて座敷に上り、神職、附添を正座にその他年長順に着座して宵宮座を催し、また頭人の挨拶があり、一同上下を脱いでご馳走に預る。昔は儀式を尊びこの際も上下着用であつた。

かくて午後四時、一同渡御の装束に着替へ御幣を捧持して左の列順で神社に渡る。

五色旗一名(計) 神職(狩) 御幣一名(富屋の相續) 附添(上) 當屋(萬字巴) 受當屋(同) 座衆代表(上)

五色旗は長さ一丈二尺の槍の丸太に赤、白、青、橙、紺の五色に染め分けた六尺餘の布五筋と金鈴、鏡剣など結びつけたもので當屋の持廻りになつてゐる。また御幣は長さ約三尺の槍の幣軸に四垂れの白幣と苧をつけ、幣軸の一方に「奉幣」と墨書してその下に頭人名を記し他の一方に神事誓みの年月日を記入する。この御幣は祭典終了後當屋に授與さる。

神社に参着すると御幣を氏神の大前に奉つて宵宮祭を執行、終つてから齋庭で閉帳開帳の行事を行ふ。

齋庭の中央に昔から毎年使用してゐる陽石様の石を持ち出して来て、石の上に五色旗を立て(但し肝煎これを持つ)その周囲を神職を先登に一同圓陣を描いて「ヘイチヨウ カイチヨウ……カイチヨウ」と聲高らかに連呼しつゝ、右へ三周し、最後に「オシヤ シヤンノ シヤン モウ一ツ イボウテ オシヤ シヤンノ シヤン」と手打ちを行ふ。



人頭當るへ迎出に口門を衆座

この閉帳開帳の行事は性行事の一つで、原始民族間には石の周囲を廻ることによつて男女關係が叶ふといふ風習がある。「閉帳開帳」の「帳」は「帳」であり、「帳」は即ち「裳裾」と解せられてゐる。

こゝで行はれてゐる閉帳開帳には淫らな動作は少しもない。連呼する言葉のなかに女を聯想せしめるやうな野卑な文句が幾分あるにはあるが、村びとは行事の持つ意義のなたるを知らず、只昔からの仕來を、親から子へ子から孫へとそのまゝ傳承して今尙これを續けてゐる。この行事は大和では珍らしいが、中國及び北九州地方で相當行はれてゐる由である。

尙、黒崎の宮座に関する記録としては「明和七庚寅霜月、頭屋心得之事」「同、婚禮出銀之事」「同、當村入人之事」同八年正月に宗壽、二老淨雲、三老與七郎から宮人若等人中に宛た「東山慈光庵往古より開傳へ古跡之譯記置」その他があり、また同神社々傳に

「安政戊午五年マデ加賀白山社へ村中ノ内貳名ヅ、五月五日ニ代參ヲ致ス事アリ、安政己未六年ヨリヤメル。泊瀬川ノ流水ニ村中一垣内壹名ヅ、籤取ヲシテ、當リタルモノ七名ヲ加賀國白山ノ社へ參拜セシムル替リニ忌竹四本ヲ建テ七五三繩ヲ張リ九月一日ヨリ七日迄小歩里(註水垢離)ヲ取行フナリ、是ハ明治八年マデ該式ヲ執行セシモ同九年ヨリ廢セリ」とある。加賀の白山神社へ代參してゐたことが、これによつて明かにされてゐる。(昭和十四年十月調査)

龍谷の宮座

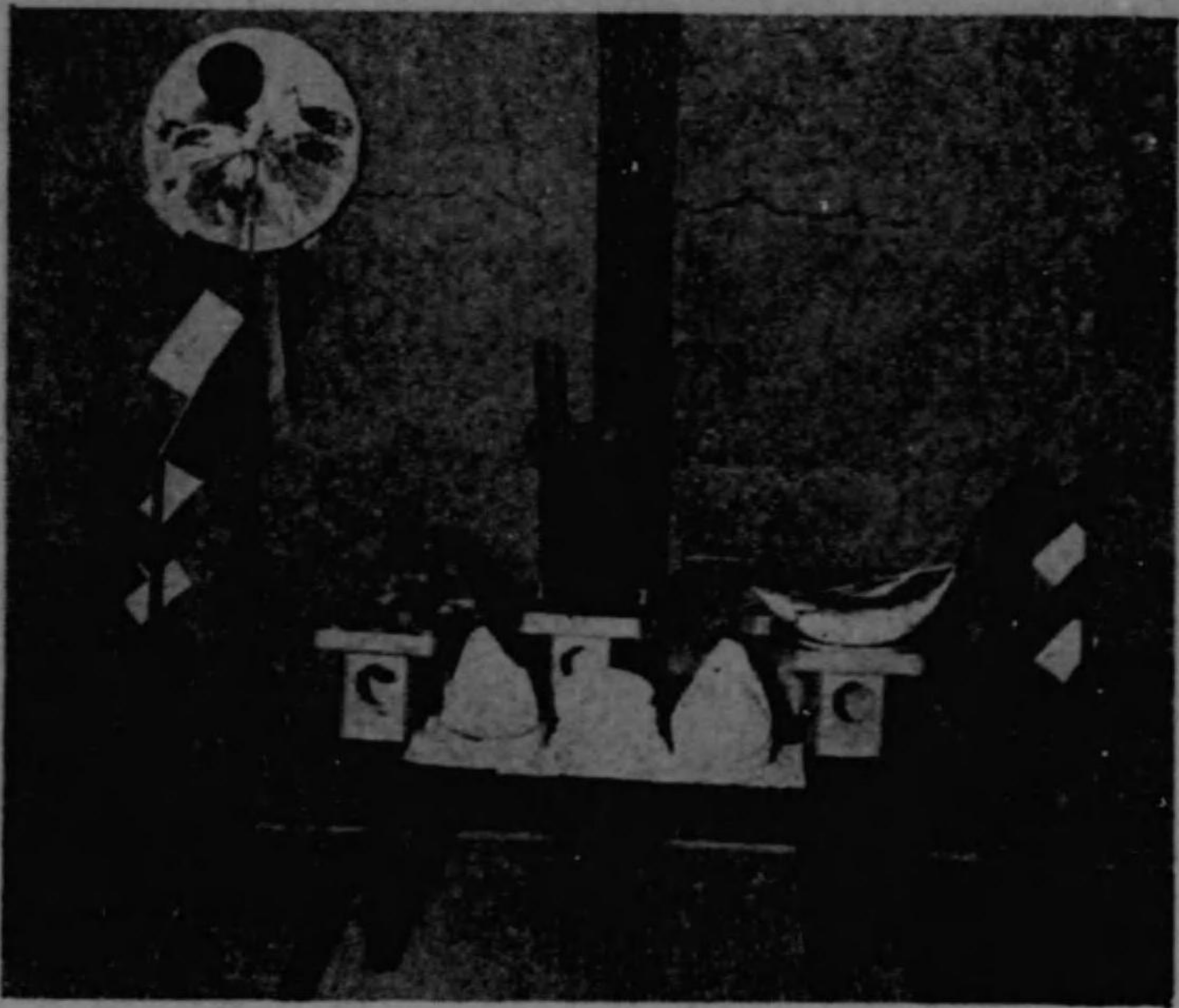
磯城郡朝倉村大字龍谷の宮座はいま二十四戸よりなり、大字全戸を以て組織し座衆が毎年一名宛輪番で當屋を勤め次の諸行事を行つてゐる。

舊正月七日 大字民が戸毎に家内の數と其の年の月の數の白小餅(キゴの餅といふ)を大字の子安地藏に供へ、正午各戸から一人宛當屋に參集、馳走に預つたのち大字の會所に赴き牛王さんをつくり修正會を催す。これを七日座といふ。一戸につきキゴの餅七つと牛王さん二つ宛分配する。

三月二十七日 午前十時から同大字村社三輪神社で區の役員前、現、當屋ら參列のもとに祈年祭を執行、引續き拜殿で神占による來年頭人定め式の式を行ふ。これは、まだ一回も當屋を勤めないもの名を白紙に記して丸め、三寶の上ののせて神職が神慮を伺つて大幣でふりあげ、その幣に引懸つた紙に記された名前のものが來年の當屋になるのである。

六月二十四日 當屋が交替する。新當屋に什物が引繼がれ、御分靈と崇めてゐる祝樽を神棚に祀り、當屋期間中、毎日神饌とお燈明をあける。

十月二十七日 この日秋祭宵宮の神事が行はれる。午後一時座衆が當屋に參集、千本杵と稱して雜木でつくつた長さ約五尺、



幣御と饌神たれらへ供に前の(標記)靈分御

直徑三寸位の棒狀の杵で「エトト」と掛聲勇ましく古風床しき御供搗をなし、一文錢型の合歡木の台の上に圓錐形に盛つて白紙で頬被りさせた蒸飯御供六つをはじめ、手祝餅その他古典味に富んだ數々の神饌の調製をなしたのち

座を催し、夕刻眞禰(笹付の青竹の軸に、赤、白、青、紫、朱の五色に染め分けた長い絹布と、鏡劍、勾玉などの神寶をつける。)大御幣(女竹の幣軸に四垂れの紅白幣と圓形に組合せた木廣三つと更に米、麥、粟、大豆、小豆の五穀を白紙に包んだふんぐりを結びつける)小御幣(女竹の軸に片垂れの紅白幣をつける)祝樽(この祝樽を御分靈と崇めてゐる)など捧持し、神職座衆一同列を正して當屋から途中の辻々でワハイといひつゝ、神社に渡御する。

その際、座衆中の若者が神饌を入れた飯桶を頭に載いて渡るのである。これは明治二十五年迄座中の女が頭に載いて神社に渡つてゐたのであるが、その後男に代つたのである。

祭典終了後拜殿で子供の神前相撲があり、三、四才から十五才までの村の子供が出て、土俵代りに新藁を敷き小さいものから大きい者へと順次相撲をとる。相撲といつても勝負をきめない。相撲をとつた者に給料として十錢内外をやる。

同宮座に関する記録としては「貞享四年正月七日 龍谷明神講覺」「元祿四年未歲正月七日 同覺」「享保五年子九月九日 同覺」「安永三年午



神前子供相撲

九月廿六日 頭書申究事などある。

なほ同大字では昔からお正月に各戸の門口に門松も立てなければ注連縄も懸けない。但し神社とお寺には門松を立て

注連繩を吊してゐるが、かうした二十四戸もある一ヶ大字が、擧つてお正月に注連飾りや松飾りをしないのは珍らしい。(昭和十四年十月調査)

初瀬の頭仲間(與喜敬神社)

磯城郡初瀬町眞言宗總本山(昭和十六年三月眞言宗八派合同以前までは新義眞言宗豊山派總本山と稱し、西國三十三所第八番の札所)長谷寺は「豊山小史」によれば、朱鳥元年弘福寺の道明上人が泊瀬山頭西の岡に釋迦堂(これを本長谷寺といふ)を建立し、千體釋迦像、即ち千佛多寶塔銅盤(國寶)を鑄造してここに祀り、その後、神龜四年高弟徳道上人が廣く諸人を勧進して東の岡(現在の本山)に一大伽藍(これを後長谷寺と稱す)を建立し、御丈二丈六尺の十一面觀世音の尊像を安置し奉つたのが、この寺の濫觴と稱せられ、更にその後二十餘年を経て天慶七年災火に罹り、創立當時の堂塔伽藍は悉く灰燼に歸し、爾來前後大小九回祝融はこの靈域を襲ふたが、その都度靈驗あらたかといはうか再建忽ちになり、今日尙見るが如き儼然たる大伽藍が、山に倚り中空高く聳え、觀音の靈地として四方道俗の熱烈なる信仰を博してゐる。

前述本長谷寺の本尊千佛多寶塔銅盤は本堂西の岡の三重の寶塔に安置してあつた。ところが明治九年この寶塔が炎上し、本尊は塔跡の側に新築せる一小堂に奉祀したが、いまは奈良帝室博物館に保存を委託され、堂内には昔より本尊の側に安置されてあつた寶頭盧御前の坐像が残つてゐる。

長谷寺本堂(觀音堂)の東南、初瀬川を隔てて松杉鬱蒼たる一靈山が聳えてゐる。與喜山と稱し、山の中腹に郷社與喜天滿神社(俗に與喜天神と稱し、菅原道眞公を祀る)が鎮座してゐる。「與喜天神御鎮座緣起」によれば、天慶九年九月十八日夜泊瀬の里の神殿太夫武鷹が觀音堂に籠り神夢に依つて寶殿を造り郷人の氏神としたとあり、また「七大寺巡禮記」によれば、天慶九年九月二十日に長谷寺の鎮守神として京都北野よりの勸請で祭祀したとある。世俗に名高い初瀬祭とは、この與喜天滿神社の祭禮を指すのであつて、今茲に敘述せんとする「頭仲間」と稱する宮座は、長谷寺と密接不可分の關係を持ち、本長谷寺の法要(行事のこま)と、この初瀬祭施行とより生れた神事組合であるらしい。従つて同組合の組織や諸神事には佛敎的色彩が濃厚に浸潤してゐる。

この神事組合では元祿年間以來の組合に關する幾多の記録を秘藏してゐる。舊幕時代の記録には總て「頭仲間」と記してゐるが、明治維新後之を「與喜敬神社」と改稱した。しかし今でも俗間には頭仲間の舊稱を以て呼んでゐる。

明治四十年二月、社員臨時總集會を開いて、古い規定に基づき新に規約を設けたが、その第二條に

本社員タル事ヲ得ル者ハ初瀬町大字初瀬元川上町(現今川上區新町區)元森町(現今上之森區下之森區寺垣內區與喜浦區)ニ本籍ヲ定メ住居ヲ設ケ公民權ヲ有スル頭系ノ男子ニシテ勸頭奉仕シタル者並ニ重頭ヲナシタル者トス
とある。

初瀬部落はいふ迄もなく長谷寺の門前町で、いまでもさうであるが、明治維新前はとくに寺と町民とは密接な關係を有してゐた。さればその町民が、その寺院の法會や祭事に關與するのは、當然の義務でまた權利でもあつた。この組合の區域を前掲規約の如く元川上、元森の往昔の門前町に限定したのは、かうした歴史的因縁に基づいてゐるので

ある。

興喜天満神社祭禮の御旅所は上下の二箇所に分れ、下は石切で上は中之橋詰である。神輿一度び此處に遷幸し給ふや、頭仲間全體を招待し、古式に依つて祭典を行ふ者がある。これを橋詰頭屋はしつちやうといつた。舊幕時代には、他所よりこの町に移住して来た者は、假令富貴な身分であつてもこの橋詰頭屋を勤めなければ、この地の住人となることが出来なかつたのである。今日でいへば公民権を得ることが出来ないのと同じである。

享保十一年改「橋詰勤頭簿」の端書の第一條に

橋詰頭之儀へ、他所を當地ニ住宅作家相求候後ニテ、橋詰頭相勤メ、當所之住人ニ罷成候事。

とある。しかもこの帳簿は元和元年まで溯つて、勤頭奉仕者の名前を一一列記してゐる。

また頭系かみづゑの家柄であつても、親の生存中相續出来ずして親が死んだあとの養子は、改めて橋詰頭を勤めなければ頭仲間に加はることが出来なかつた。同第四條に

實子無之候て、親存生之内跡目義不相究ニ相果候て、死後之養子は、又改め橋詰頭相勤、其上隨兵頭等にて、本頭にて可申候事。

とある。

しかし区域内の住民にても、この當屋を勤めることが出来ない一部の人々があつた。これは坊主、なでふせ、禰宜、神主、湯屋、風呂屋、髮結、あるき、肝煎などの家職の人々であつた。同第七條及び第八條に

坊主、なでふせ、附り禰宜、神主、右之類は頭さし申間敷候、併し子孫におよび、家職之改候仁は、よく／＼吟味とげ、頭指可

申候事。

湯屋、風呂屋、かみゆい、附りあるき、肝煎、右之家職致候類、頭ばかり指申間敷候、併猶家職改め、能々吟味、其上頭爲レ致可

申事。

とある。而してこの門前町の住民であつても、橋詰頭を勤めない者は、毎年の祭禮に徒士郎や種々の雜役に追使はれたのである。橋詰料は即ちこの橋詰頭を營む代償で、敬神社に改稱された當時は金拾五圓であつたが、現在は百圓になつてゐる。

昔は町内に橋詰役と云ふ家筋が十二家あつて、神橋を架け換へたり、神殿の修理をしたりしたらしい。「橋詰勤頭簿」の端書中に、古老の聞傳として左の如く記載してゐる。

四十八ヶ所役家 内頭除之寺垣内大工彦五郎家 上森町河内家彦六家 來長借家九右衛門家 衣屋庄右衛門家 伊賀屋借家喜兵衛家 森町大工小兵衛家 森町あめ屋伊助家 同町江戸屋小平次家 同町みすや九郎兵衛家 いがや借家七助跡 同町うつばや惣次郎家 森町たん中屋藤七家 拾貳ヶ所
相勤可申候。縦其座中頭人成共、身上不如意に罷成、所指之家も無之候て、右拾貳ヶ所役家に住宅之人者、座に連り候事遠慮可仕候。

當屋を勤める資格は前述頭系の男子、橋詰料を納めた者、重頭をなした者か 若しくは左の「橋詰勤頭簿端書」第一條に記載された人々かである。

上中下三社郷中並に白河村より罷出人、若其所の頭人筋目正しき人は橋詰頭不動めにても、隨兵頭にても、本頭にても可三相勤

候事。

この白河村とは同町大字白河で、同大字でも往古より初瀬の頭仲間と輪番で隔年本長谷寺の法要を勤仕する頭仲間が組織されてゐる。それでその頭系の人が、若しこの区域内へ轉住して来ると、他所より移住して来た人の如く橋詰料を納めずとも、直ちに當屋を勤めて頭仲間に加ふることが出来る特權を持つてゐた。また曩に述べた重頭とは、後で述べる觀音頭或ひは隨兵頭を營まなかつた代償として、金百圓以上の範圍に於いて總會の決定により同組合に納めた者をいふ。即ち金子を積んで頭仲間加入の權利を得るもので、いまは金三百圓以上に増額されてゐる。

當屋の行事に左の二種がある。

一は觀音頭又は本頭といつて白河と年番交替で隔年に一回、舊正月に前から屢々述べた本長谷寺の千體釋迦像を莊嚴し、かつ賓頭麁御前に紙衣をお着せ申す古式を行ふものである。二は隨兵頭といつて興喜天滿神社の祭禮行事の主宰者となるものである。

當屋を勤めたいときは先づ以て組合の役員にその旨申込んで置く。すると役員は豫め來年の當屋候補者三名を選び、祭禮宵宮の日に神前に於て神慮に伺ひ奉り、これに叶つた者には長谷寺より次のやうな差狀を下された。

差 狀

明治十八年舊正月六日本長谷寺夜莊嚴之事

頭 屋

浦 田 庄 吉

初瀬村

明治十七年二月一日

長 谷 寺 惣 中 廻

かくて翌年首尾よく當屋を勤仕し終れば補任狀を下される。その場合觀音頭ならば藤原朝臣、隨兵頭なれば菅原朝臣の姓を賜はり太夫職に補任せられた

補任太夫職之事

藤原朝臣井口善兵衛太夫重善

右任例處如件

明治二己巳年正月吉日

長 谷 寺 惣 中 廻

補任太夫職之事

菅原末孫中山卯三郎太夫重光

右任例所如件

嘉永七甲寅年九月吉日

長 谷 寺 惣 中 廻

假に父が觀音頭を勤仕し、子が隨兵頭を勤めた時は、その一家は藤原、菅原兩朝臣の姓を賜はるわけで、結構この上もなかつた。明治維新後、隨兵頭の補任狀の出所が神佛分離によつて興喜天滿神社に變り、觀音頭の分のみ相變らず長谷寺から親授してゐた。ところが約三十年前、同組合が觀音頭を廢止して、本長谷寺の法要を頭仲間で勤仕するやうになつてから差狀も觀音頭の補任狀もなくなり、現在は隨兵頭の分のみになつてゐる。しかも興喜天滿神社に移

初瀬の頭仲間(興喜敬神社)

つてからは補任状が左の如き賞状になり、文面も變つたが、之を矢張り補任状と呼んでゐる。

賞状之事

田守格菅原道暁

菅原大神御例祭に付神役相勤め無滞相濟み聊か紛れ無之仍而賞状如件

大正十四年十月二十一日

郷社興喜天満神社々司 桑 山 辰 藏 團

さてかくの如く當屋を勤めてその仲間に加へられても、一旦禁錮以上の重罪に處せられたり、區域外に轉住したり、又は公民権を失うたりした場合は仲間としての資格を消滅する。しかし區域外に轉住しても本籍を残して置いた者は資格消滅せず、また資格消滅者であつても十年以内にその資格を具備すれば復権を許される。但し資格消滅の際に退社料の給與を受けた者は金百圓を納めなければならない。

昔は頭仲間より毎年交替に年番三名を選んで組合一切の事務を掌つて居たが、現在の興喜敬神社に改稱後は社長、耕地係、什器係といふ役員を總會に於てそれ／＼一名選舉し、その任期を三年として諸般の事務を執らしてゐる。ほかに拂底といふもの一名を總員中の最年長者より順次之に任じ(同年の場合は先に入つたもの)これ亦任期を三年とし諸會議の議長となり、祭典に關する席上を主宰せしめてゐる。

拂底とは他の神事組合に於ける一老に相當し、法體から轉訛したものである。法體とは僧侶のことで、この組合が長谷寺とは密接不可分の立場にあつた關係上、佛の影響を受けて一老のことをかく拂底と呼ぶに至つたものであらう。

豊山玉石集に

長谷寺には古來四十八人の役人衆あり、就中來淨、來言の兩家は法體にて半衣を着す。四十八人の役人衆も法體にて晴禮(莊嚴なる儀式)の時は、白布の社袴を着せり、常に觀音堂の承仕を勤め、香花燈明は勿論鐘を撞き修正會修二會の太鼓打つ事に至るまで交る／＼之を勤む。故に觀音の散錢の内配分を受け、來淨來言の指命によりて所々に施主を有し渡世とせり、然るに新義の山となりて以來、各堂毎に承仕人を抱へ之を勤めしめしかば、散錢の分配も遺さず、施主も減ぜしを以て耕作を専らとし、或は内々商賣して渡世せり、故に法體にては渡世の障りとなれば小池坊へ訴へ何れも有斐となる。後、來淨は醫師來言は山内の坊宿申付け、特に觀音天神(註興喜天満 神社のこゝ)の法會神事等の俗役人頭を勤め來れり、斯くて堂の承仕を勤め來れる行人等は各諸堂を守り施主を有し或は田畑を耕せしが、第五代尊慶僧正の代に町家に退去し庵を建て、之に住せり、而して是等行人居住の家は古來より院號坊號を稱へず、唯其預る堂の名を呼び來れり、行人等は觀音の觀音戸帳の開閉或は修正會修二會の時、又祭禮の時承仕を勤め、臨時の灌頂曼荼羅供等の大法會執行の時も承仕を勤め來りしもの如しとある。

勿論いまの拂底とは身分を大いに異にし、同一に語ることは出來得ないが、これによつて法體、即拂底の生れ來つた因縁が自ら判然とするであらう。而して右文中にある「新義の山となりて以來」とあるは、長谷寺が法相宗より轉じて新義眞言宗になつたことを指すのであつて、いまを去る三百五十有餘年前の天正十五年に同寺中興の祖專譽上人が泊瀬豊山に入つて新義眞言宗を弘めたにはじまり、久しく法體にて觀音堂に承仕して來た四十八役人衆中の來言家が、それ以後に於いて山内の坊宿を申し付けられ、同寺の地主神興喜天神祭禮神事の役人頭を勤めることになつて

から、頭のことを法體と稱し、それがいつの間にか拂底に轉訛し一老の呼稱となつたのであらう。和歌森太郎氏の話では滋賀縣では一老のことを和尚と呼んでゐる由である。

次に年番であるが、昔の如く矢張り三名を乗出濟みの仲間中より順次之に任じ、任期を一年として庶務を掌らしめてゐる。尤も社長と拂底とを勤めた人は省かれる例になつてゐる。右の乗出といふのは、祭禮神輿渡御の際に騎馬にて供奉する者をいふのであつて、現今騎馬供奉は中止なつてゐるが、その制度は存し、毎年十月十一日座の總會で、頭仲間に入つた者のうちから一名を選ぶのである。この乗出しを濟ませて初めて正社員即ち一人前の頭仲間になり、それ迄は半人前(準社員)といはれてゐる。

現在の諸神事、座營み、當屋定め等は左の「年中行事次第」に基づいて行つてゐる。

十月十一日、十一日座の事 午前十時、總社員紋付、羽織、袴を着用し會場に參集、役員の選舉前一ヶ年間會計の報告、翌年度豫算調成、祭事の取極、其他社務に關する諸般の協議を爲す事。前年本頭重頭を勤めたる者は麻上下着用座初の式を爲すべし。當頭人は麻上下着用、脇頭二人名附添ひ式場に社員の出迎を爲すべし。座席は年齢の順次を以て着席すべし。同年の場合は勤頭の前後による以下凡て同じ。當日決定せし乗番の者は宵宮後夜祭日共不參すべからず。大老(拂底を勤めりたる者)は宵宮後夜祭日共紋付羽織袴着用の事。

同月十五日、御供搗の事 頭家は神職、拂底、社長、脇頭(町頭人)二名及奉行一名を招待し御供搗を爲すべし。其他の招待、御供配り祝儀等一切無用たる事。

同月十六日夜、頭勤めの事 來年頭候補者申込なき場合は新舊年番打揃ひ勤頭を爲すべし。

同月十七日、祭具分配の事 當日道具掛より人夫三名をして頭家乗番の者へ祭具を分配せしむべし。

同月十八日、祭具飭付の事 頭家乗番の者は道具掛より祭具を受取り之を店頭に飭付るべし。道具掛より飭付人夫一名派遣す。兩日共人夫に酒食を出す事無用たるべし。

同 日、頭家祭具用意の事 頭家は神鏡、御幣挾、幣絹を社頭より拜借し金參拾錢を奉獻すべし。日の丸扇子四本、竹弓弦、散米箱、産一枚、女竹十本、末廣一、傘紙二帖、金引苧を用意し、其他凡て拂底の指揮を受くべし。

同月十九日、神輿飭の事 頭家は早天栗木枝付のもの長さ丈間位一本、稻一把、御神筒、割籠、其他を用意し社頭に持參すべし。

同 日、來年頭の事 午前八時、新舊年番社務所に參集し、豫め候補者三名を選出し、神職立會神前に於て神慮を伺ひ之に叶ひたる者を以て來年頭奉仕者と定め、一同玉串を捧持して之を該家に納むべし。若し本人に於て之を承諾せざるとき、又は奉仕者決定後に於て忌服其他の事故により、勤頭奉仕せしむる能はざるときは役員會の協議に附し臨機之處置を採る可し。

同 日、宵宮座の事 午後三時、總社員素袍烏帽子着用式場に參集古例により宵宮座の式を行ひ、來年頭及來年頭家より受領したる節約勵行金の報告、其他の協議を爲す可し。拂底は一定の式服を着用、傘持一人、杵持一人を隨へ登場すべし。後夜社參大祭も同様の事。

同 日、夜、宵宮社參の事 宵宮座後直ちに當頭人附添ひ、左の作揃を以て社參すべし。總社員は末席の者より順次之が前列たるべし。總て箱提灯持一人宛隨伴の事。

高張二人 御幣一人 散米一人 箱提灯二人 草履取一人 社参の節、頭家に於て伴廻其他に酒食を饗する事無用たる可し。

同日 夜、後夜社参の事 午前一時、總社員素袍烏帽子着用式場に参集、式終りて直に社参すべし。歸路神輿の前列となり、切石、中の橋の兩御旅所に隨從、式後隨意退散の事、凡て宵宮社参の時と同じく伴揃左の如し。

神輿紅提灯四人 高張二人 御幣一人 散米一人 箱提灯二人 草履取一人 社参の節、頭家に於て伴廻り手傳に雜煮を出すべし。尤も禁酒たるべし。

同日二十日、大祭座の事 午前十一時、總社員は素袍烏帽子、當頭人は淨衣金左折烏帽子着用、筒守を掛け式場に参集、古例の式を行ひ、拂底の指揮により退席、直に渡御行列の用意に取掛るべし。

同日 日、大祭渡御の事 午後二時、渡御に参列すべき社員は大鳥居跡に集合、左の次第により渡行、長谷寺仁王門に於て古例の擧式を終り順路解散すべし。行列の次第

頭人行列 吹貫二人 先箱二人 臺傘一人 堅傘一人 毛鎗二人 大鳥毛二人 太刀一人 臺弓二人 狸々緋鐵砲四人 徒士郎十人 鬼面手引共二人 大御幣一人 散米一人 神輿 徒士二人 御太刀一人 馬脇若干 頭人騎馬(但白馬の事)馬口取二人 赤傘一人 鎗持一人 草履取一人 合羽籠一人 馬脇弓鐵砲警護人 武者十騎 鎗持十人 馬口取十人 (但し武者は成るべく増加する事)

乗出行列 吹貫二人 先箱二人 臺傘一人 堅傘一人 毛鎗二人 大鳥毛二人 臺弓二人 狸々緋鐵砲二人 鬼面手引共二人 徒士二人 乗出騎馬 鎗持一人 草履取一人 合羽籠一人 警護人 (馬脇弓鐵砲等の伴なき事)

と)

拂底行列 旗持一人 拂底天上輿 手八人 傘持一人 杓持一人 鞍掛一人 合羽籠一人 警護人 (上下弓鐵砲の伴なき事)

同日 夜、神輿送りの事 當頭、重頭、來年頭、乗出、重乗出は日没後行はるべき神輿送りに高張りを出し運奉せしむべし。當頭、來年頭各 高張二張、重頭、乗出、重乗出各高張一張

同日 夜、神輿入りの事 神輿送りの節神職供奉、左の順次により神輿入御あり。當頭、來年頭は神酒二升宛、其他は一升宛を献す可し。

當頭 重頭 乗出 重乗出 拂底 (初回に應) 來年頭
同日 夜、神體頂きの事 神輿還幸後直に當頭、重頭、來年頭の者は社務所に於て順次神職より御神體を頂く事。

同日 月廿一日、御注連上げの事 午前八時神職當頭の家に臨み御注連上げの式を行ひ、人夫二名を用意し御神體を社務所に納む可し。

同日 日、補任頂きの事 午前九時、本頭、重頭、各脇頭人二名附添ひ紋付羽織袴着用社務所に出頭、感狀并に神酒頂戴の事あり。神酒料金五拾錢献納の事

同日 日、午前中隨兵頭家は瀧藏權現社頭(註長谷寺)へ神酒二升、豆腐半箱献供するものとす。
同日 日、道具納めの事 當日午前中當頭家、乗出乗番の者は祭事に使用せし一切の道具を道具掛へ返納すへ

し。道具掛は人夫四名をして之を倉庫に格納せしむる事。

同廿二日、年番渡しの事 午前九時、社長、拂底、耕地係、什器係、新舊年番は豫め定めたる一定の場所に集合、社務を整理し前役員より之を後任役員に引渡す可し。

十一月一日、御旅所掃除の事 十一月一日より翌年十月祭日迄、毎月頭家は切石中の橋の兩御旅所を掃除すべし。同月廿日夜、参籠の事 十一月二十日より翌年九月二十日に至る毎月一回頭人は社務所に参籠の事。此際白米一升神前に供すべし。

十二月一日、御注連入の事(註、御注連入の式) 午前十時來年頭々家に於て御注連入の式を行ひ、神職、拂底、社長、脇頭(可頭人)二名及奉行一名之に列すべし。但し町頭人に於て右脇頭を選定し三日前に頭家に通知す可し。當日御神體を奉迎する爲め當頭人は人夫二名を伴ひ社頭に出頭す可し。當日の膳部は大要左の標準に因り勉めて奢侈を避け質素簡略を旨とすべき事。

一、焼物 一、猪口 一、汁 一、平 一、飯 一、有合肴 一、酒

宮作り(註、御注連入の式) 入用品は左の如く前日に調へ置く可し。列席町頭人早天より手傳の事。八寸廻以上竹三本、小竹五本、染苧三十匁、金引苧三十匁、檜、杉葉澤山、注連繩(屋根廻一、間口一、社頭二、切石一、中ノ橋一、宮ノ分内外二)

圓座、儀儀、幣串澤山、御神體箱其他拂底の指揮を受く可し。

舊正月五日、觀音頭奉仕の事 隔年古例により本長谷寺に於て觀音頭の式を行ひ社長年番参列の事。

夏季土用中、蟲干の事 土用中日を定め、所藏の什器并に書類の曝涼を爲す可し。役員立會の事。

十月一日、若注連入の事 前年宮作りの榊杉葉の差替へ注連繩新調張替の事。凡て十二月御注連入の例による。

右文中に出てる脇頭とは、勤頭人が社参の際その兩脇につく人をいふのであつて、勤頭人の依頼で既に勤頭を奉仕した人となる。また奉行には、勤頭の垣内に於ける社員中の最年長者がなり勤頭營みの總指揮に當る。大老は拂底を勤め了つた人をいひ別に職責はない。

十一日座には全員紋付羽織袴を、また宵宮、後夜、大祭の三座には拂底は狩衣、他は全部烏帽子、素袍(勤頭人は大祭座に限り淨衣)を着用し、四座とも神佛混淆當時の祭式を巧みに描寫した丈一丈に及ぶ極彩色の興喜天神祭禮の古圖を掲げて盛大な饗宴を催してゐる。

尙、興喜天満神社の祭禮は十月十九日宵宮祭、二十日本祭が行はれるが、年中行事次第のうち、二十日の祭禮に於ける組合としての渡御、即ち頭人、乗出、拂底の各行列は、昭和十二年支那事變勃發以來一時中止されてゐる。

(昭和十六年十月調査)

長谷寺のだ、おし

磯城郡初瀬町西國靈場長谷寺では修二會結願の舊正月十四日夜、法燈燦として輝く同寺本堂で化主(のうけ)（能化ともいひ住職のこと）以下一山衆僧總出仕のもとに莊嚴極りなき追儼祭の古儀を勤修してゐる。

この古儀は往古より「だ、おし」又は「だ、」と稱し、追儼祭の名を用ひられたのは明治年代に入つてからで、いまも追儼祭と書いて「だ、おし」と訓んでゐる。

しかしてこの「だ、おし」と不可分の關係を有する修二會は、古は舊二月八日から七日間奉修されてゐた。即ち舊正月一日から修正會、前述二月八日から修二會を開白してゐたものを現在は一月一日から七日間修正會、舊正月八日から七日間修二會に變更されてゐる。

「だ、おし」の名稱の起りに就いて同寺普門院住職岡田泉師氏は

織田得能氏著の『佛教大辭典』中に「ダンダ檀拏

〔物名〕又、檀陀、但茶。譯、棒、杖。〔陀羅尼集經四〕

に「檀陀。唐言二策杖。」「演密鈔八」に「但茶、棒也。」

ダンダイン檀拏印〔物名〕又、但茶印。棒頭に人頭を載



(明松大と面鬼)

せしもの。閻魔王の標幟なり。罪人を治罰する意なり。標幟又は印契を印と云ふ。〔大日經疏五〕に「瓊摩法王。手執二檀拏印。此相猶如三棒形。上有二人首。作二極忿怒之狀。」「大日經密印品」に「以三定慧手相合。風輪地輪入於掌中。餘皆上向。是娑摩。但茶印。」とあり、長谷寺のだ、おしのだ、はこの檀拏から轉訛したもので、當寺の開祖徳道上人が養老二年冥府に入つて閻魔王に西國三十三所の靈場開基を托せられた際、戴いて歸つたと傳へらる閻浮檀金の阿字の印、即ち檀拏印を修二會の結願に諸佛、諸人の額に押し加持するところからこのだ、おしの名稱が生れ來たつたものである。



印の字河の金檀拏の寺谷長

と説かれ、また長谷寺々傳に「往古當山乾角の幽谷（今の白山の地）に惡鬼棲みて、黄昏六つの貝を吹けば（當山は法螺貝を吹きて時を告ぐるを例とせり）必ず惡鬼出でて人々を惱ます故に、古より日常黄昏の貝を吹くこと唯一聲なり。當夜(註、お)に至つて修正の法力を以て彼の惡鬼を避除し、結界する儀相を表はして貝を吹くこと六つの時に、大鬼面を戴きたる者が松明を振つて形相物凄く堂外に出づ。諸衆殿内にて擊鼓驅儼の法を修すれば、惡鬼は大いなる松明を振り昇ぎ外陣、内陣を始め群參の中を巡ること三度。世俗にこれを追儼(註、お)といふ」とある。

しかしながら長谷寺の「だ、おし」の行法中には、慶雲三年に起原をもつ(註、國史大辭典)と稱せらる、追儼の形態を多分に盛つてゐる。

平安朝時代の公卿日記に「佛徒が年頭に當つて堂場を佛具にて莊嚴に飾り、修正會及び修二會を修し、結願の日に牛王印の印符を柳の枝に挟んで渡し、同時に龍や毘沙門天などの鬼神を追儼する儀式を行つてゐた」といふ意味のこ

とが記されてをり、修二會の結願とだ、おし……この二つを結びつけて考へるとき、同寺の「だ、おし」の起りも自から判然として来さうな氣もするが、筆者はいま茲でその起原や變遷を究めようとするのではない。有難い神秘的な古儀として昭和六年以來こゝに十星霜、毎年觀音の寶前に詣でてこの眼で見、この耳で捉へた祭式次第を以下詳述してみよう。

さて十四日の日没、第一梵鐘が千古の淨域に餘韻豊かに鳴り響いて隠口の泊瀬山に銜すると、塔中六坊衆(金蓮院、慈眼院、梅心院、勸喜院、清淨院、月輪院の各住職)をはじめ一山衆僧が法衣美々しく莊嚴に飾られた大悲閣(本堂)に出仕、「悔過導師の先導にて入堂、本尊十一面觀世音の寶前に慇懃に合掌禮拜して十一面悔過法を修し、悔過導師を先頭に出仕僧が内陣を三匝行道するのである。この間堂守が法螺貝を吹き太鼓を亂打す。初度は中啓を持ち、二度目はスワイ(散杖ともいひ、川柳の枝にてつくる。長さ一尺八寸)と持ち改め、スワイを騎して宇宙に觀音の種子を描き、三度目はまた中啓と持ち改めて行道する。この繞堂三匝が終ると悔過導師が禮盤に登り、諸衆自席に着座して化主の出仕を靜に待つのである。」

これより前、悔過法要中一萬職(註、俗人で觀音堂に奉仕する最古參者)が本堂から方丈(大講堂)へ七度半化主出仕の呼び使ひに行く。すると、目も緩なる緋袍服に遠山七條衲衣をかけて盛裝した化主が、門外不出の七種の秘寶とともに列を正し、轟く法螺や太鼓の音を耳にしつゝ、讚佛の聲の中を方丈から本堂に出仕するのである。行列次第

金棒二名 高張二名 警護僧一名 寺僧一名 唐櫃(秘寶の七種の)二名(丁) 化主 從弟子二名
上堂すると化主は集會所(控への間ともいふ)に入つて休憩、その間六坊衆立會のもとに唐櫃の封印を解き、六坊衆

←七種の秘寶と共に化主方丈を出る



←覆面して秘寶を取り出す六坊衆



←牛王袂みの枝を折る出仕僧



が白紙で覆面して櫃の中の御胎内佛、如意寶珠、閻浮檀金の寶印などの七種の寶物を恭しく取り出し、又順次お手繰りで本尊寶前の高机の上に安置する。取分け閻浮檀金の寶印は、更に二重箱の封印を解いて高机の中央に置かれるのである。

かくて出座を告げる半鐘の音とともに、化主は會奉行の案内で靜々と入堂して寶前の正面に登禮盤、莊重神秘的な修

二會結願の大法要が開白され十一面觀音の秘法が修せられるのである。法要次第は

唄、散華、唱證、四智梵語讚、心略梵語讚、本尊秘讚、四智漢語讚、心略漢語讚、佛讚、回向

で、散華のとき、諸衆立ちて散華行道を行ふ。夜の寂寞を破つてコツ、コツと鏡の間の板に響く草鞋(木)の音、讀經行道とともにハラ／＼とまきちらされる五色の華、このときばかりは堂の内外に溢れた大衆も寂として聲なく、

莊嚴極りなき法悦境にこの世からなる極樂淨土を現出するのである。

散華行道が終れば護摩導師登壇して護摩供を修し、回向が終る



→ 圓浮檀金の寶印を化主の額に押す一齋職



→ 赤々と燃ゆる大松明を擔いで廻廊をめぐる鬼男

と化主が圓浮檀金寶印の加持作法を行ふ。

加持作法中會奉行が承仕(給仕)に一尺八寸餘の大鬼面(鬼面の裏に「安政六歲次未年六月吉辰、奉修補之、化主權僧正通濟御代、年預梅心院直澄、定役寶珠院快全、檢師通明」の記銘あり)を捧持させて行道三匝し、ついで出仕僧が寶印を加持する灑水の妙音をききながら中啓を懐中に繞堂三匝する。この繞堂は本尊の周圍、即ち内陣を左から三回めぐるのであつて、初度はスワイを翳し、後の二匝は牛王印符を捧持して小走にて行道するのである。

この大道道が終ると、出仕僧が鏡の間に直立し、本尊兩脇の八大龍王、雨寶童子に向つて異口同音に高聲をはりあげ堂内になり響けとばかり左の發願文を唱へる。

至心發願、揚枝香水、得大靈驗、金輪聖王、寶祚長遠、天下泰平、增長福壽、護持大衆、一切惡事、未然解脫、伽藍安穩、興隆佛法、五穀成就、萬民豐樂、及以法界、平等利益、衆生無邊誓願度、福智無邊誓願集、法門無邊誓願覺、如來無邊誓願事、菩提無上誓願証、揚枝香水、得大靈驗、護持大衆、增長福壽、サ、グタル枝ヲバ佛センタン樹トヤ名ツケ給フラン、正月修善ヲツトメ給フ、頭番滿堂然ラバ定水ヲバ伽藍ノ砌ニゾタ、エヲキ給フラン、十四日夜ヲツトメ給フラン、頭番施主ウ子マチコトニマカシメ給ヘトコツアリケレ。

發願文を齊唱し終れば化主は禮盤から下りて本尊寶前右側の二疊臺に、出仕僧は自席にそれ／＼着座し、手にせる牛王挟みの枝(川柳又は梅)をブキ／＼と折つて牛王印符を各自の前に開ける。さうすると白丁姿の一齋職が、圓浮檀金の寶印を手につけて先づ本尊十一面觀世音並に兩脇立を印し奉り、つきに天地四方四隅の十方を加持し、更に化主六坊衆、衆僧および出仕僧の前に開けられた牛王印符、篤信者など順次加持し、それより堂の正面に出て群參の善男

善女に寶印を漏なく戴かせる。古來からこの寶印を戴けば諸々の罪障忽ちに消滅して吉祥を得ると傳へられてゐる。そのころより堂内の法螺や太鼓が頻りと吹き鳴らされて山内に轟きわたり耳も聾せんばかりである。

「さあ、鬼が出るぞ」と一同固唾を呑む中を、一萬職が立つて内陣東戸口に赴き、そこに安置された大鬼面に灑水器の香水を三度そいで散杖にて加持し、ついで伴僧が寶前の聖火を内陣東寄り徳道上人の坐像前に立てられた三本の松明(うち二本は小松明、残る一本は大松明で、小松明は長さ一丈、目方十六貫、大松明は長さ一丈五尺、目方三十貫)に移火する。

最初寺役二名が點火された小松明を一本づつ擔いで二手に分れ、東、西の兩戸口から廻廊に出る。これは鬼を誘ひ出す火だと稱せられ、出た松明は間もなくして群衆に奪はれてしまふ。

いよ／＼鬼が出て来るのである。堂守が狂氣の如く亂打する太鼓や法螺の響は一層烈しくなり、なんともいひ知れない一種の靈感が犇々と胸に迫る。「出たぞ／＼」といふ喚き聲に應じて、赤い着物に赤い色の裁著さうぎを穿ち白禪をかけたさきに加持された大鬼面を冠つて赤鬼に扮した屈強な男が、炎々と燃えさかる大松明を擔いで内陣東口から廻廊に躍り出る。すると黒山の如く堂の周圍に蟻集してゐる群衆が、待つてましたとばかりに喊聲をあげつゝどつと雪崩をうつて鬼に詰めより松明を奪はうとすれば、鬼は奪はれまいと巧みに群衆の手を逃れて本堂の外を半周、西口から内陣に入り、さうしてまた東口から出て、群衆に追はれつゝ本堂の周圍を半回廻つて西口から内陣に入り、更に東口から外に出るのであるが、三度目には西口の扉が固く閉ざされて内陣に入ることが出来ず、遂に群衆に追ひ詰められて本堂前廣場に出で、鬼と群衆とが猛焰の中で物凄い揉み合ひを演じ、到頭群衆がその大松明を奪ひとり、鬼は何處へか

姿を隠してしまつてこの歴史的行法の幕を閉ぢるのであるが、錆びた御堂、千古の信仰道場に描かれる壯麗な紅蓮繪卷はまた一場の夢幻劇でもある。

近年この鬼追ひの行法は行事化され、最初から鬼が小松明を擔いで出て来る。その上大松明を擔いで内陣に入ることは危険であるといふのでこれを廢し、どの松明も東口から出て、出たら最後内陣には入らない。最初とその次は矢張り小松明で、一本づつ出て左廻りで本堂の周圍を繞るのであるが、出ると間もなく群衆にもぎとられ、最後の大松明だけが右廻りで廻廊を三周して堂前の廣場に出る。廣場では近郷の若連中によつて松明の爭奪戦が演ぜられ、鬼と群衆とが揉み合ひへし合ふのである。また初瀬、上之郷、榛原地方の人々は、この松明の聖火を戴いて翌十五日朝の爆竹の祝火に用ひてゐる。

牛王印符は生漉紙に「長谷寺寶印」と版摺りし、それを上紙で包んで水引をかけ、上紙に「牛王」とさうして寺號を記し、川柳又は梅の枝で挟んだなか／＼立派なもので、「長谷寺寶印」なる文字は、寝牛の姿や牛の玉で表現してゐる。この觀音の御影を添へて元旦から本尊の寶前に供へ、また松明は泊瀬山の靈木でつくり、鬼面と共に舊正月十一日から内陣の東寄りに安置されるのである。牛王挟みの枝やスワイ行法が終つてのち、これを取り集めて翌十五日朝寺僧の粥



を炊くを例としてゐる。

法要全く終れば七種の秘寶をまた元通り唐櫃に入れ、六坊衆連判にて内外の箱に封印して寶庫に納められ、化主以下一山衆僧が集會所に入つて神酒を戴き、次に暖酒にて三献し最後に能化の盃を年頭(註、おとしの年頭)に授與する。

(昭和十五年二月調査)

初瀬の一箱べつたり行事

磯城郡初瀬町西國靈場長谷寺本堂の西數丁、西の隅にさゝやかなお堂が立つてゐる。この小堂は本長谷寺と稱し、本尊千體釋迦如來とその脇に賓頭盧御前の像が安置されてゐる。

奇習「一箱べつたり」は、この賓頭盧御前に同町初瀬、白河兩大字の頭仲間が年番交替で紙衣を着せて白粉(おしろい)を一箱べつたりと塗る行事で、昔から毎年舊正月五日真夜中の十二時にこのお堂の中で行はれるのである。

白河では年番が來ると、この日朝から頭仲間が當屋に集まつて賓頭盧御前に供へる小餅と、お著せする麗衣とを調製する。麗衣は白笠紙十二枚でつくり、小餅はその年の日の數に應じ、例へば其の年が三百六十五日であれば小餅もまた三百六十五個拵へる。晝と晩の二回、當屋で馳走の振舞をうけ、同夜十時頃頭仲間が羽織、袴を着用し、御供餅と紙の着物とさうして紅と白粉を各一箱拵けて闇の中を明りなしで本長谷寺へと急ぐのである。

お堂に着くと、一同堂内に入つて表戸を閉め、先づ拜禮して賓頭盧御前に持參の新衣を着せてから箱入の白粉を底

をたゞいて片手に盛り上げ、お顔に下から上へ逆に一遍に塗りつけ(二遍に塗ると悪い)つゞいて紅を同様に塗り、一同お辭儀をして引き揚げるのであるが、白粉を塗る前に、前年塗られたお顔の白粉を剝ぎ取つて持つて歸る。これは小兒の胎毒藥になるといふ。また御供餅は翌日の法要が終つてから長谷寺へ半分納め、残りの半分は講員が分配する。このお餅を食べると不思議と胃痛がおこらないと言ひ傳へてゐる。

初瀬の頭仲間の行事の手法も大體これによく似てゐるが、初瀬は寶珠紋様入りの紙衣をお着せしてゐる。

翌六日午後二時からこのお堂で莊嚴な法要が營まれる。所謂本長谷寺の法要である。年番の頭仲間から代表者や頭人が參列、長谷寺から化主(おかし)以下一山衆僧が同寺重寶の隨一、閻浮檀金(あまのうづ)の寶印を捧持して出仕し、古式による所定の法要を修し畢つて恭しく寶印をお像に加持し、次いで參列者一同に戴かせ、引續き本堂で化主と頭仲間代表者又は頭人とが神酒にて三献の式をする。

この賓頭盧御前の像は老媼の坐像で、「べんつり」と呼んでゐるのは賓頭盧の轉訛であらう。

その昔、長谷寺創建の際、勤勞の諸衆人の賄を一手に引受けて、日々毎時、何の不足もなくまた過分もなく、諸人に満足を與へてゐた一人の老女があつた。

それのみか、この老女は非常に情深く、人々から慈母の如く慕はれてゐたが、或日の夕から老女の姿が山内に見えなくなつた。

老女の素姓や家里を誰人も知らなかつたので、行方尋ねん術もなく諸人は失望のどん底に突き落された。けれども誰言ふともなしに、これぞ觀音菩薩の化現、世を易へても御恩徳は夢に忘れまい。あのおたしなみの晴衣と白粉をせ

めてもの志としよう。これがこの行事の起因だと言傳へられてゐる。

白河の頭仲間から小餅三百六十五個供へてゐるのは、老女が一年三百六十五日、一日の日も休まず諸人のために汗した尊い勤勞精神を讃へ、その功德に酬ゆるためではなからうか。お顔に塗る白粉や紅に高價な結婚用のものを用ひてゐるのは老女に對する報恩感謝の現れの一つであらう。

尙、行事名の「一箱べつたり」は、お顔に白粉や紅を一箱べつたり、こと塗るところから生れたものである。

(昭和十二年一月調査)

長谷寺三社権現の綱掛祭

磯城郡初瀬町西國靈場長谷寺境内にある三社権現は、第一殿が新宮権現、第二殿が瀧藏権現、第三殿が石像権現で、三社別であるが、總じてこれを瀧藏権現と稱してゐる。

長谷寺々傳に「天平五年八月十五日夜長谷觀音堂左脇の平地、即ちいまの三社権現を祀れる地に明星天子降臨して比丘僧の形を現はし徳道上人(註長谷寺の開祖)に告げて曰く。我れは是れ上古より三神の里の地主なり、今重ねて十一面觀音堂を衛護せんと約し給ふ。依つて祠を建て祭祀す」とある。

この三社権現は初瀬郷八邑(初瀬町、吉野、角柄、柳、吉野、角柄、白木、中谷、雲上之郷、村、菅原、白木、中谷)の鎮守にして、毎年舊正月十一日午後一時から同神社で綱掛祭を執行してゐる。しかもこの祭には神佛混淆時代そのまゝの祭式形態が色濃く織り込まれ、古來から長谷寺に於ける

最も莊嚴な神事と稱せられてゐる。

而して第一殿の西社は下の郷(柳原、出雲)第二殿の中社は中の郷(柳、吉野、角柄)第三殿の東社は上の郷(菅原、



員講の進歩に頭社でじ捧を供御や幣御



樂法祇神な嚴莊るけ於に嚴拜

白木、中谷)が受持ち、各地ごとに毎年一ヶ大字づつ、輪番でこの祭を行つてゐる。つまりこの祭には前述三郷から各一ヶ大字づつ、出るわけで、各大字には柳原區の新宮頭講の如くそれ／＼権現講を組織し、講員が輪番で當屋を勤めてゐる。

る。

定刻上、中、下の三燈からその年の輪番當屋の大字の権現講員が、いづれも烏帽子、素袍姿に威儀を正し大注連繩をはじめ御幣、大小二個の刀餅、蟹形の九ツ膳餅、寒餅、竹筒に入れた神酒その他古式に則る神饌を捧持、或ひは飯桶に入れ、列をつくつて神社に練り込み、注連繩を社前に吊し、神饌を神社、長谷寺本堂・同寺大講堂などの所定の場所にそれ／＼供へ終ると、長谷寺から化主又は化主代理が一山大衆を随へて同神社拜殿に出仕し、化主が導師となつて莊嚴な神祇法樂を奉修する。

法樂が終ると、導師が祭を奉仕した三大字権現講の各當頭人に授與する「補任狀」三通を神前に向つて聲高らかに讀みあげ、次いで寺の一萬が閻浮檀金の寶印を導師、大衆、講員に戴かせ、引き続き長谷寺本堂で導師からさきに讀みあげた「補任狀」を三頭人に親授し神酒を福壽の土器にて授與する。

補任狀は奉書に

補任太夫職之事

藤原朝臣姓名太夫名乘 宗次

右任例所定如件

年 月 日

長谷寺惣中廻

と記され、舊幕時代、この補任狀は非常に權威のあつたもので、これを持参すれば各關所を大手ふつて通れた由であ

る。(昭和十二年一月調査)

長谷寺の佛名會

奈良の春日若宮おん祭と並んで新、舊の差異はあれ、師走大和の二大行事といはれる磯城郡初瀬町西國靈場長谷寺の佛名會は、古來毎年舊十二月八、九、十の三日間、小泊瀬山の中腹に巍然として聳える大悲閣(本堂)の正面奥深くおはします本尊十一面觀世音の寶前に、過去、現在、未來の三千佛の御影をかゝけ奉り、この間同寺化主は山内六坊のあまた衆僧を從へて早朝より上堂、古式に則つて法要を修し、佛名經を毎日千遍讀誦、一年中に犯せる罪穢の消滅を祈念して千古の淨域に一大法悅境をくり展ける。

法要次第は惣禮伽陀、唄、散華、梵音、錫杖、回向伽陀で、このうち散華は第一日釋迦散華、第二日觀音散華、第三日彌陀散華が行はれるのである。

法要中は毎日善男善女で賑はふが、特に中日の九日は、大和路をはじめ遠く伊賀、伊勢、河内、和泉、攝津などから貴賤男女が群参し、山内は身動きならぬ雜沓を呈する。また三日間とも初瀬の町には舊歲末氣分を咬る年の市が賑やかに立ち、仁王門下の櫻の馬場から街の隅々まで露店が軒を並べ、舊正地方の賽客に呼びかけて景氣を煽るのである。

明治二十七、八年頃迄この佛名會には近郷近在の篤信者が身も心も赤裸々の意味から男は禪一つ、女は白い腰巻に

薄い白布襦袢姿で吹き荒ぶ寒風の中を参詣、本堂の周囲をお百度踏んだもので、「裸まろり」の群が情調豊かな泊瀬街道に續き、「長谷の佛名、裸でまろる」と俚諺にまでうたはれるに至つた。櫻井町助役東野源治郎氏の話では、その頃この佛名會には櫻井町外山、三輪町金屋の二方面から朝倉村慈恩寺、脇本、黒崎を経て初瀬町出雲に至る街道の人家のないところには、裸参りの人たちのために下肥桶がずらりと並べられた由で、これを以てしても「裸参り」が如何に多かつたかを想像することが出来るであらう。この特異な傳統を誇つた「裸参り」も、いまは法度で固く禁ぜられ、昔を偲ぶよすがもなくなつた。(昭和九年一月調査)



籠燈ぶ浮に川瀬初くしは美影灯

初瀬の燈籠流し

文化八年六月十五日夜の大洪水に死者六十八名を出した磯城郡初瀬町の有名な「泊瀬之里大流れ」の精霊を弔ふ施餓鬼供養の大燈籠流しは、舊曆七月十七日(時により)夜八時から長谷寺山門前樓の馬場の初瀬川畔で古式に則つて莊嚴に動修してゐる。

川の中央、岩の上に高さ三間、八寸角の白木の供養塔婆を立て、長谷寺から化主以下一山衆僧が法衣美々しく式場に練り込み、奠供、祭文朗

讀、施餓鬼經、塔婆供養回向など修してのち、八時二十分から約三十分にはわたり赤、青、黄、緑など色とりどりの大燈籠數千を初瀬川上流連歌橋から流し、下流天神橋に至る五町間の川面は灯の船で埋められ、灯影が清流にゆらめいて一大美觀を現出するが、同時に地藏尊御影數萬體も川中に奉流される。

續いて櫻の馬場でその昔豊山學林の衆僧が黒衣の長袖を纏うて踊つたといふ由緒深き「泊瀬踊」を催し、町の老若男女が月下に圓陣を描き、有名な泊瀬音頭に合せて手ぶり身ぶりも鮮やかに深更まで踊り抜き、往年の坊主踊りを彷彿せしめるのである。(昭和十一年八月調査)

初瀬素戔雄神社の牛頭天王祭

磯城郡初瀬町大字初瀬小字川上指定村社素戔雄神社では、毎年七月十三日午後六時から牛頭天王祭を古式に則つて行つてゐる。祭名を牛頭天王祭と書いて「ごつてらさん」と呼んでをり、所謂夏越の祭りである。

この日午前十時から幣帛供進使を迎へて例祭(夏祭)が執行され、夕刻からこの牛頭天王祭に移るのであるが、これより前、拜殿前齋庭に忌竹を四方に立て、忌竹と忌竹との間に幣を垂らした注連繩を



初瀬素戔雄神社の牛頭天王祭

張りめぐらし、前方(注：近方)の注連縄の下に茅(わら)にて造つた大きな輪を吊す。茅輪は直径七尺餘である。定刻神職、區長、氏子總代らがこの茅輪を滑つて神社に参進、粟の御飯、麥餅および氏子寄進の小餅二百二十重ねを神前に供へて祭典を執行する。

當日夕刻から夜へかけて近郷近在から賽客が全部人形(まなこ)を持つて神社に参拜、茅輪を滑つてその人形を拜殿に置かれた三寶の上のせ神職から被(か)をうけて歸る。

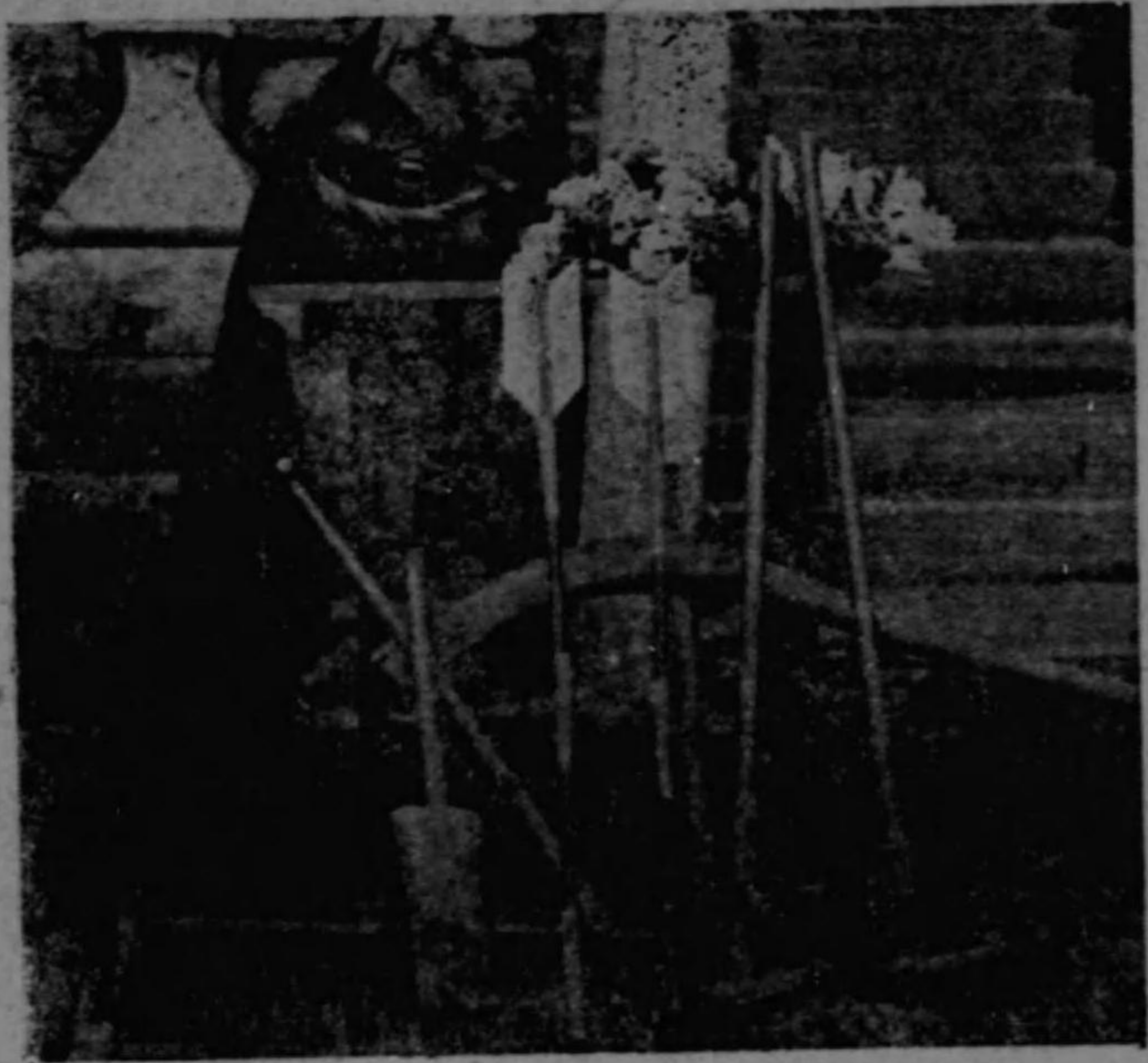
参拜者がなくなると、茅輪をはじめ忌竹、注連縄、人形など悉く初瀬川に流すのである。(昭和十四年七月調査)

小夫天神社の御田植祭

磯城郡上之郷村大字小夫(こぶ)では、大字全戸を以て宮座を組織し、それを上組、東組、馬場組、桑組の四組に分ち、この四つの組が年番交替で、毎年二月十七日午後二時から執行される同大字指定村社天神社の御田植祭を奉仕し、五穀豊穰の祈りを捧げてゐる。

この日早朝、年番組の座衆が二組に分れて兄、弟兩當屋に集り、兄當屋では長さ七尺五寸の桃の木で男弓一挺を、弟當屋では長さ三尺六寸の女竹で矢二本各々拵へ、更に兩當屋とも苗松と花葛(ながさ三尺餘の橋の枝に藁と、さうして白米を包んで結びつける。この白米を包んだ白紙一つを米一石に擬へてゐる)をつくり、それがすむと、しび被(か)きと稱して花葛をつくる際出来た藁屑の上に、座衆が寝轉んだり、跳ねたりまた相撲をとるなど暴れまくつて着物は勿論、顔から

頭まで藁屑まみれになつて神社に練込み、神事用具(牛面、木楯、唐鋤、馬楯、標的、弓、矢、苗松、花葛)を神前に献じて御田植祭を行つたのち、齋庭で弓初めの儀があり、蛇の目を書いた標的二本を曆のあきの方に立て、神職が前述桃



具道事神たれら飾に頭社



事神植田御の庭齋

の木(男弓)をとつて天地左右を破つてから弓に女竹の矢を番へて先づ左の的を射、次いで右の的をうつ。この矢は悪魔除けになると稱して射られた矢を拾はうと参拜者が小競合を演じ引續き御田植神事に移る。

社殿前廣庭には、神田に擬へた東西四間、南北三間の神事場所をつくり、その四方に忌竹を立て、忌竹との間に幣を垂らした注連繩を張りめぐらす。

遅しい白丁姿の田作男（座衆）が木鉞を持ってこゝに登場、水しかけ、畦埋、畦塗りなどの所作をなし、終ると半面を被り、胴布で身體を包んで牛に扮した座衆二名（牛男）が田作男に追はれて現はれ、田鋤、馬鉞かきの動作を展開、靱搔、苗植などの行事があつて、最後に田男が苗松を場の周圍に蝸集する見物人めがけて投げつけ、群衆がその苗松を手に入れようと物凄い揉み合ひを演じて神事を終る。苗松及び花葛は各戸に授與され、苗松は靱搔く際苗代に、花葛は田植初めのとき田の畦にそれ／＼挿して豊穰を祈る。

尙、この御田植祭を奉仕する年番組の兄、弟兩當屋は、一月三日午後二時から同神社で、年番組の全座衆參列のもとに卜定祭を執行の後、神占によつて定めらる。また秋祭奉仕年番組の兄、弟兩當屋を定める卜定祭は六月二十五日執行される。（昭和十二年二月調査）

瀧倉の夏當屋御分靈御出入祭

磯城郡上之郷村大字瀧倉^{（たきくら）}では、大字在住の長男に生れた者を以て宮座を組織し、同大字指定村社瀧藏神社の私祭を執行してゐる。

當屋には正月當屋と夏當屋の二つがあり、夏當屋は正月當屋を替んだものの中から毎年、年順によつて選出、兄、

弟の二名の頭人を定め、年上の者が兄當屋になつてゐる。

この夏當屋御分靈御出入祭は夏當屋の交替に際し、當屋に奉齋せる瀧藏神社の御分靈が神社に御還幸あらせられずして當屋からすぐに次の當屋へ御還座あそばされる儀式で毎年舊六月十四日に行はれてゐる。

現、受の兄、弟兩當屋の頭人四名が前日の十三日夕刻神社に赴き、拜殿で一夜參籠して十四日拂曉同大字西川領初瀬川の大井堰淵で禊をなし、小石三つ宛拾つてそれ／＼自宅に持ち帰り竈の上ののせて祀る。

午前九時頃神職及び一老、二老の三人が、受當屋の兄、弟の二軒に来て門口に注連繩を張り、家中をお祓ひしてから現當屋のうちの兄當屋に赴いて出御祭を行ひ、御分靈を奉齋せる御假宮を恭しく捧持して受當屋中の兄當屋に來たり、座敷内の清淨な場所に安置し、種々の幸を献じてお祭を行ひ、弟當屋の方も同様御假宮を御還座申し、終つて受の兄、弟兩當屋で酒食の振舞をうける。

午後四時頃座衆が神社拜殿に參集、頭營^{（かぶたま）}の祭典を執行、五穀成就を祈念してから境内上、下の兩宮（この神様はいづれも石で明王石といふ）に參拜し、土器各三枚に神酒を注いで供へ、最後にその土器を下の宮の石に投げて破り、再び拜殿に戻つて當屋渡しの式を行ひ、一老及び二老の酌で双方の頭人四名が三々九度の酌ごとをなし終つて一同直會を催すのである。（昭和十三年七月調査）

磯城郡祭禮・行事曆

一月

- 一日 三輪町官幣大社大神社の總道祭
櫻井町忍阪宮座の一日座
同町河西宮座講の火焚神事
同町穴師の無言の宮参り
初瀬町長谷寺の修止會
- 一日より七日間 初瀬町長谷寺の修止會
- 三日 上之郷村小夫天神社の卜定祭
同村穴師の初山
上之郷村小夫の初山
- 六日 同村中谷宮座の御供揚神事
同村丹井宮座の御供揚神事
櫻井町忍阪宮座の綱掛
上之郷村丹井の權現頭宮上り式
柳本町長岳寺の節會と注連繩掛け
川東村海知の垢離とり行事
同町穴師の鳥の餅やり行事
- 七日 三輪町官幣大社大神社の神符燒上祭
上之郷村三谷宮座の御供揚
多村麻社多神社の牛之玉祭
- 十五日 同村狛頭屋講の修止會と當屋渡し
同村岩坂宮座の御供揚
初瀬町本長谷寺の二箱べつたり行事
上之郷村瀧倉宮座の粟洗ひ行事
香久山村南浦宮座の莊嚴
三輪町官幣大社大神社の御田植祭
同町馬場の大莊嚴講
同町馬場の綱掛行事
朝倉村狛頭屋講の莊嚴の朝飯行事
同村岩坂宮座の正月強と當屋渡し
初瀬町本長谷寺法要
上之郷村瀧倉宮座の御供揚神事
川西村保田富貴寺の節會と四本柱飛架式
三輪町藥師堂の綱懸祭と泣餅行事
同町馬場の綱掛行事
櫻井町赤尾宮座の七日座
朝倉村龍谷宮座の七日座
初瀬町角柄の山の神祭
上之郷村瀧倉宮座の御分靈遷幸祭、當屋祭
多武峯村倉橋の山神祭
初瀬町吉野宮座の結願祭
上之郷村修理枝八王子神社の初田祭、綱掛祭
同村瀧倉宮座のかすくひ行事
櫻井町河西宮座講の八日講
朝倉村臨本頭屋の綱掛祭(春日神社)

舊一月

- 一日 上之郷村瀧倉宮座の頭入新年祭
一日より三日間 同村小夫天神社の五夜入燈神事
一日より七日間 同村瀧倉宮座の宮参り行事
二日 多武峯村下尾の初山
同村倉橋の初山
多村矢部昆沙門講のボダイ行事
織田村著中莊嚴講の二日莊嚴
櫻井町淺古の初山
三日 多村多觀音講のボダイと牛秀喰ひ行事
初瀬町角柄の初山
多武峯村横柿の初山
同村鹿路の綱掛神事
朝倉村狛頭屋講の御供揚
櫻井町淺古の山の神まつり
同町上の宮の初山
同町谷の初山
三輪町馬場の權塔講
櫻井町川合のバタノ祭
朝倉村臨本頭屋の綱掛(岩藏神社)

本曆は古俗祭禮・行事を主としたもので、昭和十一年から同十六年迄の調査に基づいてある。従つてこの中には其後、舊曆を新曆に引直したりして變更を見てゐる向もあるかも知れない。また○印は本書に掲載したものである。

- 五日 同村狛頭屋講の修止會と當屋渡し
同村岩坂宮座の御供揚
初瀬町本長谷寺の二箱べつたり行事
上之郷村瀧倉宮座の粟洗ひ行事
香久山村南浦宮座の莊嚴
三輪町官幣大社大神社の御田植祭
同町馬場の大莊嚴講
同町馬場の綱掛行事
朝倉村狛頭屋講の莊嚴の朝飯行事
同村岩坂宮座の正月強と當屋渡し
初瀬町本長谷寺法要
上之郷村瀧倉宮座の御供揚神事
川西村保田富貴寺の節會と四本柱飛架式
三輪町藥師堂の綱懸祭と泣餅行事
同町馬場の綱掛行事
櫻井町赤尾宮座の七日座
朝倉村龍谷宮座の七日座
初瀬町角柄の山の神祭
上之郷村瀧倉宮座の御分靈遷幸祭、當屋祭
多武峯村倉橋の山神祭
初瀬町吉野宮座の結願祭
上之郷村修理枝八王子神社の初田祭、綱掛祭
同村瀧倉宮座のかすくひ行事
櫻井町河西宮座講の八日講
朝倉村臨本頭屋の綱掛祭(春日神社)

- 八日より七日間 初瀬町長谷寺の修二會
十日 多武峯村北山宮座の綱掛神事
川東村縣社守屋神社の御田植祭
同町伊與戸の綱掛神事
同町江包の綱懸祭
朝倉村臨本頭屋の御供揚
同村黒崎宮座のかぢ初め座
初瀬町長谷寺三社權現の綱掛祭
同町吉野權現頭屋の汁かけ祭
多武峯村横柿のかぢ初め
安倍村下高家の綱懸行事
十二日 上之郷村中白木高靈神社の御田植祭
同村中谷高靈神社の御田植祭
同村瀧倉瀧藏神社の御田植祭
多武峯村針道の綱掛行事
川西村保田宮座の牛秀喰ひ行事
朝倉村臨本頭屋の御供揚
香久山村膳夫宮講の植田祭
初瀬町初瀬川上宮座の當屋渡り
同町穴師の堂莊嚴
上之郷村瀧倉宮座の御分靈當屋入祭
初瀬町長谷寺のだまおし(追儺祭)
上之郷村北白木高靈神社の初田祭
同村瀧倉宮座の巫入式

十四日	香久山村南浦宮座の御田祭 川西村保田六縣神社の御田植祭 磯向村穴師の灰撒きと木呪祭 三輪町官幣大社大神社の神符焼上祭 安倍村文殊院の白山會 織田村著中莊嚴講の十四日莊嚴 朝倉村黒崎宮座のお水取り 川東村北阪手八坂神社の華鑽祭 安倍村文殊院の文殊會 朝倉村臨本頭屋の御供揚 同村狛頭屋講の觀音講 香久山村膳夫宮講の祈年祭
十五日	同上
十六日	同上
十七日	同上
十八日	同上
十九日	同村笠の結鑽祭 多村縣社多神社のおんだ祭 柳本町柳本伊射祭殿神社の祈年祭 初瀬町角柄頭屋座の祈年祭と御田植祭 郡村縣社鏡作神社の御田植祭 上之郷村壹森高禰神社の御田植祭 川東村法貴寺郷社池神社の御田植祭 初瀬町吉隱宮座の祈年祭 上之郷村修理枝八王子神社の御田植祭 同村小夫嵩方の山神祭
二十日	同上
二十一日	同上
二十二日	同上
二十三日	同上
二十四日	同上
二十五日	同上
二十六日	同上
二十七日	同上
二十八日	同上
二十九日	同上
三十日	同上

二月

二月

三月

舊三月

舊四月

舊五月

廿七日	朝倉村龍谷宮座の頭人定め神占行事
廿八日	同上
廿九日	同上
三十日	同上
三十一日	同上
一月	同上
二月	同上
三月	同上
四月	同上
五月	同上
六月	同上
七月	同上
八月	同上
九月	同上
十月	同上
十一月	同上
十二月	同上

廿日 上之郷村葦森高禰神社の糺除祭
 廿五日 同村小夫天神社の卜定祭
 廿八日 安倍村高田宮座の大改修り
 香久山村神夫宮座の早苗振祭
 櫻井町縣社等御神社の大祓式
 川東村縣社村屋神社の大祓式と茅輪漕り神事
 多村縣社多神社の檀初祭
 多武峯村檜栢宮座の宮上り
 平野村下之庄春日神社の早苗祭

舊六月

一日 櫻井町河西宮座講の一日祭
 上之郷村中白木高禰神社の夏祭神事
 同村中谷宮座の夏祭と當屋座神事
 同村磯倉禰神社の端午の節句祭
 同神社の夏祭禮
 十三日 同大字宮座の夏當屋御分靈御出入祭・夏當屋祭
 十四日 同大字禰神社の糺除祭
 十六日 同大字禰神社の糺除祭
 十七日 同大字禰神社の糺除祭
 申賀の日
 上之郷村修理枝八王子神社夏祭禮

七月

一日 上之郷村小夫萬方宮座の夏祭座

一日 柳本町柳本建勳神社祭禮
 七日より十四日迄 田原本町津島神社の祇園祭
 八日 上之郷村葦森高禰神社の夏祭禮
 上旬 安倍村山田宮座の大改修り
 十三日 初瀬町初瀬川上妻茂神社の牛頭天土祭
 十四日 多武峯村檜栢のむさいな行事
 廿三日 上之郷村小夫天神社の除穢祭
 廿五日 柳本町柳本伊射祭殿神社の虫干祭
 三十日 三輪町綱越神社の御成祭宮祭
 三十一日 同御成祭

舊七月

十四日、十五日 耳成村東竹田の松明祭
 十五日 同村東竹田の佛しよう川祭
 十七日 初瀬町初瀬の燈籠流し
 十九日 多武峯村鹿路の十八酒行事
 廿八日 織田村著中莊嚴講の樽原祭

八月

七日 平野村保津宮座講の宮座祭
 八日 同村縣社兵主神社の風流祭
 廿日 柳本町澁谷水口神社の風流祭
 廿二日又は廿四日 同町柳本伊射祭殿神社の風流祭

廿四日 上之郷村修理枝八王子神社の風流祭
 廿八日 同村小夫天神社の風流祭
 三十日 同村葦森高禰神社の風流祭
 土用丑の日 織田村著中の野口たん
 下旬 上之郷村三谷宮座神社の風流祭

舊八月

十五日 櫻井町淺古八坂神社の月見祭
 安倍村文殊院の牛瀧會
 同村高家の元服祭
 十七日 櫻井町上の宮宮座の廿五日座
 上之郷村磯倉禰神社の風流祭
 廿六日 櫻井町淺古宮座の大改修り
 同町上の宮宮座の大改修り
 同町下の宮座の大改修り
 朝倉村臨本頭屋の大改修り
 同村岩坂宮座の大改修り
 多武峯村檜栢祭りの大改修り
 同村南音羽宮座の大改修り
 櫻井町下宮座の御成宮造り
 三十日 多武峯村飯盛塚宮座の秋祭宵宮神事
 同村南音羽九十餘社神社の宵宮祭

九月

一日 朝倉村岩坂宮座の一日座
 耳成村葛本大明神講の明神祭
 多村縣社多神社の八朔祭
 川東村海知宮座の一日座神事
 同宮座の當屋座神事
 七日 同大字倭御知神社のシンカン祭
 八日、九日 (二十日) 櫻井町淺古八坂神社の風流祭
 上旬 香久山村木之本宮座の御成宮造り
 十三日 同宮座の當屋座の卜定神事と宮迎へ
 十四日 上之郷村三谷宮座の牛頭天土祭
 十五日 柳本町柳本伊射祭殿神社の津連懸神事
 十六日 上之郷村葦森宮座の綱掛神事
 十九日 多武峯村下居宮座の御供揚
 香久山村木之本宮座の中日待講
 多武峯村下居宮座の二十日座
 上之郷村芹井の櫻現頭宮座祭と當屋御在連入式
 廿一日 同村小夫宮座の名替式
 同村三谷宮座の名替式
 同村修理枝宮座の名替式
 同村北白木宮座の名替式
 同村中白木宮座の名替式
 同村芹井宮座の名替式

廿四日	上之郷村中谷宮座の名賀式 香久山村木之本宮座の宮送り神事と宮屋渡し
廿八日	安倍村高田宮座の大改修り
廿九日	川西村結崎宮座の垢離とり
三十日	安倍村高田宮座の御假宮造りと宮迎へ 同村山田宮座の御假宮立てと御假造り 香久山村勝夫宮座の御假宮造り 同宮座の大改修り
下旬	
舊九月	
一日	櫻井町忍阪宮座の一日座 同町上の宮宮講の一日座 同町下宮座の一日座 朝倉村本頭屋の一日座 多武峯村倉橋祭りの講の御幣切りと宮飾り 同村飯盛塚杉山神社の秋祭禮 同村南意羽宮座の一日座 櫻井町浅古宮講三日座 多武峯村倉橋祭りの講の五日座 櫻井町下宮座の宵宮座と奉幣神事、同輪駈け神事 同町浅古宮講の宵宮奉幣神事 多武峯村倉橋祭りの講の六日座と神籠渡御 櫻井町浅古宮講の秋祭奉幣神事 同町外山、大頭屋の初座
二日	
三日	
四日	
五日	
六日	
七日	
八日	
九日	同町浅古宮講の宮送り神事 初瀬町角柄頭屋座の栗の節句 上之郷村中白木宮座の秋祭節句座神事 櫻井町上の宮宮講の宵宮奉幣神事 同宮座の秋祭奉幣神事 同宮座の宮屋渡し 香久山村南浦宮座の上の御前祭 櫻井町忍阪宮座の御供盛と御幣きり 同宮座の宵宮奉幣神事 同町外山古頭屋の御供湯 同町忍阪宮座の秋祭奉幣神事 同町外山大頭屋の御供盛 同大字古頭屋の宮送り神事 同町外山大頭屋の宮送り神事 多武峯村下居宮講の秋祭神事 同村横橋宮座の宵宮神事 同大字戸隠神社の秋祭禮
十日	
十一日	
十二日	
十三日	
十四日	
十五日	
十六日	
十月	
一日	三輪町松之本半座祭 初瀬町初瀬興嘉敬神社の若注連入り 上之郷村小夫萬方天照皇大神社の御分靈宮屋入祭 安倍村高田宮講の一日座 同村山田宮座の一日座と宮迎へ神事

一日	香久山村勝夫宮座の御分靈遷座式 三宅村石見の祭礼行事 川西村唐院宮座の初座 川西村結崎宮座の宮迎へ 多村阿部田明神講の宮迎へ 多武峯村別格官幣社談山神社嘉吉祭の事始め 同嘉吉祭の御供盛始め 香久山村南浦宮座の大改修り 多村阿部田明神講の御幣きり 上之郷村丹井の宮座御注連入神事 香久山村南浦宮座の御假宮造り 同宮座の二十八日座と宮迎へ 織田村善中社談講の國津まつり 三輪町金屋八坂講の御供盛と御幣きり 櫻井町戒重春日神社の秋祭禮 三輪町金屋八坂神社の九日祭 川西村保田宮座の初座 多村八條編切り講の編切り祭 朝倉村狛頭屋講の御供湯と宵宮座 同村岩坂宮座の祭り頭と御供湯 上之郷村小夫萬方宮座の宮籠り 多村阿部田明神講の奉幣渡御 川東村平田、爲川、東井上明神講の奉幣神事 櫻井町川合八幡神社の簡略祭 九日又は十日 初瀬町角柄頭屋座の秋祭禮
二日	
三日	
四日	
五日	
六日	
七日	
八日	
九日	
十日	多村阿部田明神講の宮送り神事 安倍村生田宮座の半座祭 朝倉村狛頭屋講の一日餅行事 初瀬町吉野の秋祭禮 川東村藤村屋神社の秋祭禮 多武峯村別格官幣社談山神社の嘉吉祭宵宮祭 同嘉吉祭 初瀬町初瀬興嘉敬神社の十一日座 朝倉村黒崎宮座の宮屋定めふりあげ神事 上之郷村小夫宮座の御分靈宮屋入り祭 安倍村生田宮座の宮屋渡し 多村豊田講の宮迎へ神事 川東村遠田、爲川、蔵堂の敷献當講 香久山村南浦宮座の宵宮座と宮送り神事 多村豊田新講の宮迎へ神事 多武峯村別格官幣社談山神社嘉吉祭後宴と宮屋渡し 上之郷村丹井萬歳神社秋祭と宮屋座 平野村保津宮座講の宮座祭 耳成村木原郷社耳成山口神社の秋祭禮 安倍村高田宮講の宮送り神事 朝倉村安田宮座の頭屋座と奉幣神事 初瀬町初瀬興嘉敬神社の御供湯 耳成村内膳の宮座の宮屋交番奉告祭 同村十市、十市御懸神社の秋祭禮 櫻井町河西宮座講の宵宮座
十一日	
十二日	
十三日	
十四日	
十五日	
十六日	

十七日	櫻井町縣社等彌神社の秋祭禮 同町谷若禰神社の秋祭禮 同町仁王堂八幡神社の秋祭禮	廿三日	同八王子神社秋祭禮 同小夫天照大神社の秋祭禮、同宮座の座中式 朝倉村黒崎宮座の宵宮座、同奉幣神事と開帳開帳行事 朝倉村臨本頭屋の宵宮座 櫻井町赤尾山口坐神社宵宮座 三輪町官幣大社大神社の秋季祭宵宮祭 同 秋季祭
十八日	多武峯村北山宮座の秋祭神事 川西村唐院宮座の奉幣神事 織田村若中莊嚴講の祭宮屋神事	廿四日	櫻井町赤尾山口坐神社の秋祭禮 同町粟殿大神社の秋祭禮 安倍村山田宮講の宵宮座と宮送り神事 三輪町上之庄殖業神社の飛起祭 朝倉村臨本頭屋の宮屋渡し 郡村縣社續作神社の秋祭禮 上之郷村小夫天照大神社の御分靈還幸祭 櫻井町河西大禰神社の秋祭禮 大福村大福三十八柱神社の秋祭禮 香久山村膳夫宮講の御幣さきり 同宮講の宵宮神事
十九日	川東村法貴寺郷社池神社の秋祭禮 初瀬町初瀬與嘉敬神社の神輿訪、來年頭人定め神事、宵宮座、宵宮社参、後夜社参 川西村保田宮座の奉幣神事	廿五日	朝倉村龍谷宮座の秋祭宵宮神事、同神前子供相撲 柳本町柳本伊射祭岐神社の御供調 田原本町津島神社の秋祭禮 香久山村膳夫宮講の秋祭神事 柳本町柳本伊射祭岐神社の御供盛り 同 秋祭禮 十五日から廿五日迄。香久山村膳夫宮講の大汝参り
廿日	初瀬町初瀬祭(郷社與嘉天滿神社秋祭禮) 同町初瀬與嘉敬神社の大祭座、大祭渡御、神輿送り、神輿入り、神體頂き 朝倉村岩坂宮座の秋祭神事 上之郷村小夫宮座の御供揚神事 櫻井町縣社兵主神社の宵宮座 初瀬町初瀬與嘉敬神社の御注連上げと補任頂き 川西村結崎宮座の奉幣神事 朝倉村黒崎宮座の宮送り 初瀬町初瀬與嘉敬神社の年番渡し 上之郷村小夫天照大神社の宵宮祭 同村小夫天照方天照大神社の秋祭と御分靈還幸祭 同村三谷宮座の宮屋御注連入神事 同大字菅原神社の秋祭禮 同村修理枝八王子神社の宵宮祭、同宮座の宮屋座神事	廿六日	同宮座の夫婦座入式 同町蓋森宮座の御分靈還幸祭 多武峯村別格官幣社談山神社の秋季例祭 初瀬町初瀬與嘉敬神社の参籠 上之郷村北白木高禰神社の宮座祭 同村小夫天照方の山神祭 織田村茅原莊嚴講の卯の座
廿一日	初瀬町初瀬與嘉敬神社の御注連上げと補任頂き 川西村結崎宮座の奉幣神事 朝倉村黒崎宮座の宮送り 初瀬町初瀬與嘉敬神社の年番渡し 上之郷村小夫天照大神社の宵宮祭 同村小夫天照方天照大神社の秋祭と御分靈還幸祭 同村三谷宮座の宮屋御注連入神事 同大字菅原神社の秋祭禮 同村修理枝八王子神社の宵宮祭、同宮座の宮屋座神事	廿七日	同宮座の夫婦座入式 同町蓋森宮座の御分靈還幸祭 多武峯村別格官幣社談山神社の秋季例祭 初瀬町初瀬與嘉敬神社の参籠 上之郷村北白木高禰神社の宮座祭 同村小夫天照方の山神祭 織田村茅原莊嚴講の卯の座
廿二日	朝倉村黒崎宮座の宮送り 初瀬町初瀬與嘉敬神社の年番渡し 上之郷村小夫天照大神社の宵宮祭 同村小夫天照方天照大神社の秋祭と御分靈還幸祭 同村三谷宮座の宮屋御注連入神事 同大字菅原神社の秋祭禮 同村修理枝八王子神社の宵宮祭、同宮座の宮屋座神事	廿八日	同宮座の夫婦座入式 同町蓋森宮座の御分靈還幸祭 多武峯村別格官幣社談山神社の秋季例祭 初瀬町初瀬與嘉敬神社の参籠 上之郷村北白木高禰神社の宮座祭 同村小夫天照方の山神祭 織田村茅原莊嚴講の卯の座

亥の日	同村南浦宮座の亥の子の辨財天祭 櫻井町八師の亥の子のデンボ突き行事	十一日	同宮座の夫婦座入式 同町蓋森宮座の御分靈還幸祭 多武峯村別格官幣社談山神社の秋季例祭 初瀬町初瀬與嘉敬神社の参籠 上之郷村北白木高禰神社の宮座祭 同村小夫天照方の山神祭 織田村茅原莊嚴講の卯の座
一日	櫻井町赤尾宮座の一日座 朝倉村等間宮座の一日座と奉幣神事 上之郷村北白木の山神祭 朝倉村等間宮座の宵宮座と奉幣神事 同村黒崎宮座の御幣宮送り 同宮座の宮迎へ	十五日	同宮座の夫婦座入式 同町蓋森宮座の御分靈還幸祭 多武峯村別格官幣社談山神社の秋季例祭 初瀬町初瀬與嘉敬神社の参籠 上之郷村北白木高禰神社の宮座祭 同村小夫天照方の山神祭 織田村茅原莊嚴講の卯の座
十日	同村南浦宮座の亥の子の辨財天祭 櫻井町八師の亥の子のデンボ突き行事	十七日	同宮座の夫婦座入式 同町蓋森宮座の御分靈還幸祭 多武峯村別格官幣社談山神社の秋季例祭 初瀬町初瀬與嘉敬神社の参籠 上之郷村北白木高禰神社の宮座祭 同村小夫天照方の山神祭 織田村茅原莊嚴講の卯の座
十一日	櫻井町赤尾宮座の一日座 朝倉村等間宮座の一日座と奉幣神事 上之郷村北白木の山神祭 朝倉村等間宮座の宵宮座と奉幣神事 同村黒崎宮座の御幣宮送り 同宮座の宮迎へ	廿日	同宮座の夫婦座入式 同町蓋森宮座の御分靈還幸祭 多武峯村別格官幣社談山神社の秋季例祭 初瀬町初瀬與嘉敬神社の参籠 上之郷村北白木高禰神社の宮座祭 同村小夫天照方の山神祭 織田村茅原莊嚴講の卯の座
十二日	櫻井町赤尾宮座の一日座 朝倉村等間宮座の一日座と奉幣神事 上之郷村北白木の山神祭 朝倉村等間宮座の宵宮座と奉幣神事 同村黒崎宮座の御幣宮送り 同宮座の宮迎へ	廿一日	同宮座の夫婦座入式 同町蓋森宮座の御分靈還幸祭 多武峯村別格官幣社談山神社の秋季例祭 初瀬町初瀬與嘉敬神社の参籠 上之郷村北白木高禰神社の宮座祭 同村小夫天照方の山神祭 織田村茅原莊嚴講の卯の座
十三日	櫻井町赤尾宮座の一日座 朝倉村等間宮座の一日座と奉幣神事 上之郷村北白木の山神祭 朝倉村等間宮座の宵宮座と奉幣神事 同村黒崎宮座の御幣宮送り 同宮座の宮迎へ	廿二日	同宮座の夫婦座入式 同町蓋森宮座の御分靈還幸祭 多武峯村別格官幣社談山神社の秋季例祭 初瀬町初瀬與嘉敬神社の参籠 上之郷村北白木高禰神社の宮座祭 同村小夫天照方の山神祭 織田村茅原莊嚴講の卯の座
十四日	櫻井町赤尾宮座の一日座 朝倉村等間宮座の一日座と奉幣神事 上之郷村北白木の山神祭 朝倉村等間宮座の宵宮座と奉幣神事 同村黒崎宮座の御幣宮送り 同宮座の宮迎へ	廿三日	同宮座の夫婦座入式 同町蓋森宮座の御分靈還幸祭 多武峯村別格官幣社談山神社の秋季例祭 初瀬町初瀬與嘉敬神社の参籠 上之郷村北白木高禰神社の宮座祭 同村小夫天照方の山神祭 織田村茅原莊嚴講の卯の座
十五日	櫻井町赤尾宮座の一日座 朝倉村等間宮座の一日座と奉幣神事 上之郷村北白木の山神祭 朝倉村等間宮座の宵宮座と奉幣神事 同村黒崎宮座の御幣宮送り 同宮座の宮迎へ	廿四日	同宮座の夫婦座入式 同町蓋森宮座の御分靈還幸祭 多武峯村別格官幣社談山神社の秋季例祭 初瀬町初瀬與嘉敬神社の参籠 上之郷村北白木高禰神社の宮座祭 同村小夫天照方の山神祭 織田村茅原莊嚴講の卯の座
十六日	櫻井町赤尾宮座の一日座 朝倉村等間宮座の一日座と奉幣神事 上之郷村北白木の山神祭 朝倉村等間宮座の宵宮座と奉幣神事 同村黒崎宮座の御幣宮送り 同宮座の宮迎へ	廿五日	同宮座の夫婦座入式 同町蓋森宮座の御分靈還幸祭 多武峯村別格官幣社談山神社の秋季例祭 初瀬町初瀬與嘉敬神社の参籠 上之郷村北白木高禰神社の宮座祭 同村小夫天照方の山神祭 織田村茅原莊嚴講の卯の座
十七日	櫻井町赤尾宮座の一日座 朝倉村等間宮座の一日座と奉幣神事 上之郷村北白木の山神祭 朝倉村等間宮座の宵宮座と奉幣神事 同村黒崎宮座の御幣宮送り 同宮座の宮迎へ	廿六日	同宮座の夫婦座入式 同町蓋森宮座の御分靈還幸祭 多武峯村別格官幣社談山神社の秋季例祭 初瀬町初瀬與嘉敬神社の参籠 上之郷村北白木高禰神社の宮座祭 同村小夫天照方の山神祭 織田村茅原莊嚴講の卯の座
十八日	櫻井町赤尾宮座の一日座 朝倉村等間宮座の一日座と奉幣神事 上之郷村北白木の山神祭 朝倉村等間宮座の宵宮座と奉幣神事 同村黒崎宮座の御幣宮送り 同宮座の宮迎へ	廿七日	同宮座の夫婦座入式 同町蓋森宮座の御分靈還幸祭 多武峯村別格官幣社談山神社の秋季例祭 初瀬町初瀬與嘉敬神社の参籠 上之郷村北白木高禰神社の宮座祭 同村小夫天照方の山神祭 織田村茅原莊嚴講の卯の座
十九日	櫻井町赤尾宮座の一日座 朝倉村等間宮座の一日座と奉幣神事 上之郷村北白木の山神祭 朝倉村等間宮座の宵宮座と奉幣神事 同村黒崎宮座の御幣宮送り 同宮座の宮迎へ	廿八日	同宮座の夫婦座入式 同町蓋森宮座の御分靈還幸祭 多武峯村別格官幣社談山神社の秋季例祭 初瀬町初瀬與嘉敬神社の参籠 上之郷村北白木高禰神社の宮座祭 同村小夫天照方の山神祭 織田村茅原莊嚴講の卯の座
二十日	櫻井町赤尾宮座の一日座 朝倉村等間宮座の一日座と奉幣神事 上之郷村北白木の山神祭 朝倉村等間宮座の宵宮座と奉幣神事 同村黒崎宮座の御幣宮送り 同宮座の宮迎へ	廿九日	同宮座の夫婦座入式 同町蓋森宮座の御分靈還幸祭 多武峯村別格官幣社談山神社の秋季例祭 初瀬町初瀬與嘉敬神社の参籠 上之郷村北白木高禰神社の宮座祭 同村小夫天照方の山神祭 織田村茅原莊嚴講の卯の座
二十一日	櫻井町赤尾宮座の一日座 朝倉村等間宮座の一日座と奉幣神事 上之郷村北白木の山神祭 朝倉村等間宮座の宵宮座と奉幣神事 同村黒崎宮座の御幣宮送り 同宮座の宮迎へ	三十日	同宮座の夫婦座入式 同町蓋森宮座の御分靈還幸祭 多武峯村別格官幣社談山神社の秋季例祭 初瀬町初瀬與嘉敬神社の参籠 上之郷村北白木高禰神社の宮座祭 同村小夫天照方の山神祭 織田村茅原莊嚴講の卯の座

十二月

一、日 初瀬町初瀬與嘉敬神社の御任連入り
 七、日 上之郷村三谷の山神祭と綱掛祭
 同村小夫の山神祭
 八、日 同大字天神社の綱掛祭
 同大字天神社の綱掛祭
 十八、日 朝倉村狛頭屋講の嘗簀用
 三十、日 川東村縣社村屋神社の大祝式と掃落り神事
 櫻井町縣社等強神社の大祝式
 三十二、日 同町河西宮座講の歲祭
 下、旬

舊十二月

八、日 朝倉村輪本頭屋の架勘定
 八日より三日間 初瀬町長谷寺の佛名會

大和の年中行事曆

一、日	大神社の繞道祭	磯城郡三輪町
四、日	大神社の御弓始祭	山邊郡朝和村
自、至	長谷寺の佛名會	磯城郡初瀬町
自、至	法隆寺金堂の修正會 <small>(吉祥會)</small>	生駒郡法隆寺村
自、至	江包のお綱祭	磯城郡龍向村
自、至	淨見原神社の國栖舞	吉野郡國樺村
二、月		
三、日	法隆寺西圓堂の追儺會	生駒郡法隆寺村
節、分	石上神宮の玉の緒祭	山邊郡丹波市町
同、日	春日神社の萬燈籠	奈良市
同、日	大和神社の粥占祭	山邊郡朝和村
五、日	飛鳥神社のおんだ祭	高市郡飛鳥村
六、日	大神社の御田植祭	磯城郡三輪町
同、日	惠比須神社の初市祭	同町
十、日	大和神社の御田植祭	山邊郡朝和村
一、日	廣瀬神社の御田植祭 <small>(俗に御かけ)</small>	北葛城郡河合村
二、日	長谷寺のだ、おし	磯城郡初瀬町
同、日	吉祥草寺の左義長	南葛城郡披上村
十、日	石上神宮の御田植祭	山邊郡丹波市町
中、旬	若草山の山燒き	奈良市
三、月		
自、至	東大寺二月堂の修二會	奈良市
自、至	同 水取	同市
自、至	春日神社の春日祭 <small>(俗に申祭)</small>	同市
自、至	同神社の御田植祭	同市
自、至	法隆寺の聖靈會 <small>(お會式)</small>	生駒郡法隆寺村
自、至	藥師寺の花會式	奈良市西之宮町
四、日	大和神社の神幸祭 <small>(俗にちや)</small>	山邊郡朝和村
一、日	龍田神社の瀧祭 <small>(さいふ祭)</small>	生駒郡三郷村

本曆は世俗に名高い大和の祭禮・行事を蒐めたもので、昭和十九年一月の調査による。磯城郡の行事で、前掲の曆と其の期日について一部相違を見ているのは舊曆から新曆に変更されたによる。

五	日	藥師寺修二會の鬼追式	奈良市西ノ京町
八	日	興福寺の佛生會 <small>(お花まつり)</small>	同 市
九	日	大神神社の若宮神幸祭	橿原郡三輪町
十五・十六	日	西大寺の大茶盛式	生駒郡伏見村
十六	日	談山神社の神幸祭	橿原郡多武峯村
十八	日	大神神社の鎮花祭	同郡三輪町
同	日	興福寺の放生會	奈良市
廿四・廿五日	同	同寺の文殊會	同 市
五 月			
初旬		<small>(一日から五日迄 い時ほ五日)</small> 蛇穴の汁かけ祭	南葛城郡斑津村
一	日	大和神社の神樂祭	山邊郡朝和村
二	日	東大寺の聖武天皇祭	奈良市
五	日	秋篠寺の大元帥法	生駒郡平城村
八	日	久米寺の會式 <small>(兼供養)</small>	高市郡畝傍町
同	日	山上ヶ嶽の戸開式	吉野郡天川村
十四	日	當麻寺の會式 <small>(兼供養)</small>	北葛城郡富原村
十九	日	唐招提寺の團扇撒會式	奈良市五條町
六 月			
十七	日	率川神社の三枝祭	奈良市本子守町
三	十日	石上神宮の神劍渡御式	山邊郡丹波市町
自	廿八日	龍田神社の風鎮祭	生駒郡三郷村
至	七月四日		
七 月			
七	日	藏王堂の蓮華會 <small>(蛙ミビ行事)</small>	吉野郡吉野町
八 月			
十五	日	坊城のほうらんや <small>(火祭)</small>	高市郡金櫛村
中	元	春日神社の萬燈籠	奈良市
十七	日	夜支布山口神社の太鼓踊	添上郡大柳生村
十 月			
一	日	石上神宮の榜示凌神事	山邊郡丹波市町
自	三	西大寺の土砂加持	生駒郡伏見村
至	六	談山神社の嘉吉祭	橿原郡多武峯村
十五	日	石上神宮の渡御祭 <small>(俗に布留)</small>	山邊郡丹波市町
十一 月			
廿二	日	石上神宮の鎮魂祭	山邊郡丹波市町
十二 月			
十七	日	春日神社の若宮祭 <small>(俗におん祭いふ)</small>	奈良市

索引

一、本祭禮記に蒐録した祭禮行事は、個々について敘述した關係から横の繋りが乏しい憾があるので、これを補ふため用語を左の十項目に分類蒐集しこれを索引とした。

一、本索引を十項目に分類したことは多少の無理も伴つたが、一つの用語で二つの意義を持つ場合、それを何れかに當嵌めねばならぬ關係上その性質の比較的重要な項目の方に入れることにした。

一、一つの項目に、同一用語が二回以上記載の場合は最初の用語を採録した。

一、(一)の大字名は、磯城郡内の祭事の分布状態を知る資料とし、併せて挿入の地圖と比較對照の便に供するため抄出し(二)の社寺名は、社寺の名稱と所在地を掲げ(三)の祭の名稱と祭日は、磯城郡祭禮行事曆と一部重複してゐるが用語檢出の便宜上再録、そのなかには當屋行事と思はれる様なものも包含した。(四)の祭禮の組は、座または講と呼ぶものの名稱、組織、所役、座入、財産に關したものの(五)の當屋は、當屋の名稱、定め方、行事、饗宴、營み料、當屋渡しなど(六)の祭場の標示は、御假宮、當屋標幟、注連繩など(七)の物忌と精進は、當屋の禁忌、精進潔斎、お籠りなど(八)の神幸と神遊は、神事の座席、渡御、参加者、服装、神寶、輿、樂器、道路など神幸に關するもの及び秋祭諸神事、御田植、網かけ、火焚き、鬼追ひ、暴れ、惡懸、神事舞踊、神占、祓除などの神遊に關するもの(九)の神供は御幣、御供の名稱、神酒、散供、器物などを蒐録し(十)古記録は、本書に登載した古記録を掲げ公刊の史料や單に題名のみを列記した文書は削除した。

一、大字名

赤尾(櫻井町)	三九	海知(川東村)	九	下(櫻井町)	三九
浅古(同町)	三九	磯(同村)	七	下之庄(平野村)	三九
穴師(同村)	二九	笠形(同村)	五	白河(初瀬町)	三八
阿部田(多村千代)	二九	川合(櫻井町)	六	白木(土之郷村)	三八
飯盛(多武峯村)	三三	荳森(土之郷村)	八	高家(安倍村)	三七
今井(同村)	三三	膳夫(香久山村)	八	高田(同村)	三七
石見(三宅村)	三三	上長岡(柳本町柳本)	三三	高倉(土之郷村)	三六
今里(川東村)	三三	金屋(三輪町)	三三	大安寺(川東村)	三六
伊與戸(同村)	三三	上之庄(同町)	三三	爲川(同村)	三六
出雲(初瀬町)	三三	北山(多武峯村)	三三	谷(櫻井町)	三六
上の宮(櫻井町)	三七	萬本(貝成村)	一	茅原(織田村)	二五
江包(同村)	三三	倉橋(多武峯村)	三三	角柄(初瀬町)	二五
多(多村)	三三	藏堂(川東村)	三三	出合(香久山村)	三九
生田(安倍村)	三三	黒崎(朝倉村)	三三	唐院(川西村)	三六
小夫(土之郷村)	三三	河西(櫻井町)	三六	遠田(川東村)	三六
大西(織田村)	三三	阪手(川東村)	三六	多武峯(多武峯村)	三六
大木(川東村)	三三	櫻井(櫻井町)	三六	外山(櫻井町)	三六

索引 (社寺名)

中(谷上之郷村) 四八
 は
 八條(多村千代) 四七
 審中(織田村) 一五
 初瀬(初瀬町) 三五
 針道(多武家村) 三五
 馬場(三輪町三輪) 三〇
 ひ
 東竹田(耳成村) 七八
 東井上(川東村) 七八
 平田(同村) 七八
 ほ
 法寶寺(川東村) 六八
 保田(川西村) 二〇
 保津(平野村) 五五
 ま
 巻野内(巻野村) 三六
 松之本(三輪町三輪) 三〇
 み
 三輪(三輪町) 三三
 南浦(香久山村) 三五
 も
 守屋(川東村蔵堂) 五〇

二、社寺名

あ
 (縣社)穴師坐兵主神社(巻野村穴師) 三三
 一五 一五 一五 一五 一五 一五

四三四

い
 天香山神社(香久山村南浦) 五五
 池坐朝露黃幡比賣神社(川東村法寶寺) 六
 市井島神社(多村阿部田) 五
 市井島神社(織田村大西) 一七
 絲井神社(川西村結崎) 九
 伊射奈岐神社(柳本町柳本) 一〇
 嚴島神社(同町同) 二六
 嚴島神社(三輪町三輪) 三〇
 沼河神社(柳本町柳本) 二七
 活日社(三輪町三輪) 三三
 磐座社(同町同) 三三
 岩藏神社(柳本町柳本) 三五
 石(柳本町忍坂) 三五
 一乘寺(安倍村高家) 三五
 え
 惠比須神社(三輪町三輪) 三五
 お
 (官幣大社)大神神社(三輪町三輪) 一八
 一五 一五 一五 一五 一五 一五
 (縣社)多坐彌志理都比古神社(多村多) 元
 大直禰子神社(若宮社)(三輪町三輪) 三五
 老松社(柳本町柳本) 二六

索引 (社寺名)

忍坂坐生根神社(櫻井町忍坂) 三五
 忍坂山口坐神社(同町赤尾) 三九
 御綱神社(織田村大西) 一五
 下居神社(櫻井町下) 三六
 か
 (縣社)鏡作坐天照魂神社(郡村八尾) 九
 鏡作神社(三毛村石見) 五
 鏡作伊多神社(平野村保津) 五
 春日神社(櫻井町上の宮) 三九
 春日神社(巻野村巻野内) 三三
 春日神社(同村江包) 三三
 春日神社(朝倉村臨本) 三九
 春日神社(平野村下の庄) 三五
 春日神社(柳本町柳本) 二六
 神御前社(三輪町三輪) 三〇
 觀音堂(多村多) 三三
 き
 鬼子母神社(櫻井町外山) 三六
 杵築神社(川東村今里) 三六
 貴船社(三輪町三輪) 三〇
 く
 九頭神社(櫻井町下) 三八
 九頭龍神社(多武家村倉橋) 三八
 久延彦社(三輪町三輪) 三五
 葛本神社(耳成村葛本) 一

國津神社(織田村卷中) 一五

け
 建勳神社(柳本町柳本) 二七
 こ
 琴平神社(柳本町柳本) 二七
 御藏生所社(同町同) 三〇
 小杜神社(多村多) 三〇
 興隆寺(多武家村北山) 三六
 子安地藏(朝倉村龍谷) 三六
 さ
 狹井坐大神荒魂神社(三輪町三輪) 三〇
 三社權現(初瀬町初瀬) 三〇
 し
 神明神社(三輪町松之本) 三〇
 神寶社(同町三輪) 三〇
 常善寺(巻野村穴師) 三〇
 す
 杉山神社(多武家村飯盛塚) 三五
 薬浅鳴神社(巻野村江包) 三五
 薬浅男神社(三輪町藥師堂) 三五
 薬浅雄神社(初瀬町初瀬) 三五
 た
 (別格官幣社)談山神社(多武家村多武家) 三〇
 三〇 三〇 三〇 三〇 三〇 三〇

瀧藏神社(上之郷村瀧倉) 四六

て
 天(一)神社(多武家村龍谷) 三九
 天神社(上之郷村小天) 四〇
 天満神社(櫻井町忍坂) 三九
 天満神社(同町河西) 三九
 と
 (縣社)等輪神社(櫻井町櫻井) 三六
 戸隠神社(多武家村横栴) 三三
 野神 五五
 は
 白山比咩神社(朝倉村黒崎) 三七
 八王神社(櫻井町淺古) 三五
 八幡神社(同町川合) 三〇

索引 (祭の名稱と祭日)

八幡神社(同町上の宮) 三三
 八幡神社(安倍村生田) 三三
 諏訪神社(三輪町三輪) 三三
 八王寺(八王寺) 三三
 長谷寺(初瀬町初瀬) 三三
 八講堂(多武峯) 三三
 東大谷日女神社(安倍村山田) 三三
 比賣久波神社(川西村唐院) 三三
 姫皇子命神社(多村多) 三三
 檜原神社(織田村茅原) 三三
 日向社(三輪町三輪) 三三
 日向寺(香久山村南浦) 三三
 毘沙門堂(多村矢部) 三三
 富士社(三輪町三輪) 三三
 富貴寺(川西村保田) 三三
 弁天宮(朝倉村臨本) 三三
 水口神社(柳本町渡谷) 三三
 三柱神社(香久山村唐天) 三三
 三輪神社(朝倉村龍谷) 三三
 宮谷神社(櫻井町外山) 三三

三、祭の名稱と祭日
 秋 祭(十月十九、廿日) 三三
 秋 祭(十月十八、十九日) 三三
 八坂神社(川東村取手) 三三
 八坂神社(同村藤) 三三
 八坂神社(柳本町柳本) 三三
 八坂神社(三輪町金屋) 三三
 八坂神社(櫻井町浅古) 三三
 八坂神社(安倍村高田) 三三
 倭恩知神社(川東村海知) 三三
 山口神社(安倍村高田) 三三
 山の神(三三) 三三
 與喜天満神社(初瀬町初瀬) 三三

四三六
 秋 祭(十月廿一、廿二日) 三三
 秋 祭(十月九、十日) 三三
 秋 祭(十月卅日) 三三
 秋 祭(九月十七、十八日) 三三
 秋 祭(十月廿三、廿四日) 三三
 秋 祭(九月十八、十九日) 三三
 秋 祭(九月六、七日) 三三
 秋 祭(九月十一、十二日) 三三
 秋 祭(十月十八日) 三三
 秋 祭(八月晦日、舊九月一日) 三三
 秋 祭(十月十四日) 三三
 秋 祭(十月廿七、廿八日) 三三
 秋 祭(十月廿三、廿四日) 三三
 秋 祭(十月廿七日) 三三
 秋 祭(十月廿七日) 三三
 あぶれ(舊六月十七日) 三三
 亥子まつり(舊十月亥の日) 三三
 亥子まつり(舊十一月六日) 三三
 亥子の暴れ祭(舊十一月一日) 三三
 半座祭(十月一日) 三三
 半座祭(十月十日) 三三

う

権初め祭(六月初五日) 三三
 権田祭(舊正月十三日) 三三
 牛之玉祭(一月初五日) 三三
 うつしまはし式(十月一日) 三三
 お
 御田祭(二月十三日) 三三
 御田祭(二月廿二日) 三三
 御田祭(舊正月十日) 三三
 御田祭(二月十七日) 三三
 御田祭(二月廿五日) 三三
 御田祭(舊正月六日) 三三
 御田祭(二月廿日) 三三
 御注連入祭(舊十一月一日) 三三
 御注連入式(十二月一日) 三三
 お綱祭り(お綱はん、お綱はんの嫁入り) (舊正月十日) 三三
 大神祭(四月九日、十月廿四日) 三三
 大祓式(六月卅日、十二月卅日) 三三
 おんばら祭(おんばらさん)(七月卅一日) 三三
 嘉吉祭(十月十、十一日) 三三
 菊の節句祭(十一月九日) 三三
 新年祭(舊正月廿八日) 三三

新年祭(二月廿七日) 三三
 九頭祭(舊十一月五日) 三三
 九頭講(舊十一月五日) 三三
 九日祭(十月九日) 三三
 國津まつり(十月八日) 三三
 祭(十二月下旬) 三三
 祭(十二月末より一月末迄の一日) 三三
 祭の節句(十月九日) 三三
 華厳祭(正月廿日) 三三
 結願祭(舊正月四日) 三三
 元服祭(舊八月十七日) 三三
 ゴオタク祭(五月十日頃) 三三
 御田祭(子出来祭り)(舊一月十四日) 三三
 垢離とり(寒の入りから一週間) 三三
 牛頭天王祭(七月十三日) 三三
 御分齋御出入祭(舊六月十四日) 三三
 祭(十月一日) 三三
 早苗祭(六月末頃) 三三
 早苗振祭(六月廿八日) 三三
 修正會(一月一日より七日間) 三三

修正會(舊一月七日) 三三
 修正會(舊一月八日より七日間) 三三
 十四日トンド(一月十四日) 三三
 十四日祓(舊一月十五日) 三三
 シヤカ(祭)(六月五日) 三三
 蛇巻(六月五日) 三三
 シンカン祭(九月八、九日) 三三
 莊嚴講(四月八日) 三三
 莊嚴講(四月八、九日) 三三
 積塔講(舊一月四日) 三三
 霜月祭(舊十一月一日) 三三
 敷敷當講(オスコスサン、スコンドコウ) (十月十一日) 三三
 會(舊一月十二日) 三三
 會(舊一月六日) 三三
 會(一月十日) 三三
 鹿鹿供養(舊七月十七日) 三三
 大祓講(舊一月七日) 三三
 大祓講(舊二月廿一日) 三三
 端午の節句(舊五月五日) 三三
 端午の節句(舊五月五日) 三三
 だ、おし(だ、) (舊一月十四日) 三三

索引 (祭の名稱と祭日)

九領講當座	三三	三番當座	元
組當座	一〇	新當座	一五
現當座	三三	正月當座	一六
小當座	一七	証文の家	三三
子當座	二〇	下座受	三六
五番當座	元	しやしう流し	三六
五人組	三〇	しもけし	三六
御供當座	三〇	十一日座	三六
小渡	三〇	十七日座	三六
子廻り	三〇	強ひ飯	三六
牛蒡の膳	三〇	柴助定	三六
牛蒡喰	三〇	大祭座	三六
牛蒡塔	三〇	大莊嚴講座	三六
前當座	三三	田かじ座	三六
先當座	三三	次當座	三六
		重兵頭	三六
		附添ひ	三六

附添ひ	三六	一日座	三六
一日座	三六	家並ひ順	三六
當座内	三六	古記録順	三六
當座定め	三六	神占ひ	三六
抽籤	三六	年長順	三六
長男の生れた順	三六	男の子の年長順	三六
座入順	三六	當座渡し	三六
當座祭	三六	當座相撲	三六
當座算用	三六		

當座算用

長座當座	一〇
夏當座	一〇
泣餅	三三
二の當座	元
二番當座	元
二月一日座	三三
二月二十五日座	三三
年番渡し	三三
花の當座	三三
橋詰當座	三三
初詣料	三三
控當座	三三
風呂當座	三三

索引 (祭場の標示)

本當座	三三
本年當座	三三
本頭	三三
祭講當座	三三
前座	三三
見習ひ	三三
三日座	三三
宮算用	三三
六日座	三三
飯の當座	三三
餅喰	三三
餅座	三三
宿座	三三
夕座	三三

六、祭場の標示

四の當座	元
四番當座	元
豫備當座	三三
背宮座	三三
輪番當座	三三
渡當座	三三
渡當座	三三
警境	三三
早竹(注連繩)	三三
射場鳥居	三三
御假宮	三三
御假宮鳥居	三三
御神	三三

會奉行	一〇一	靈魂入れ	三	鏡掛	三〇
圓浮檀金の印	三三	お綱はんの嫁入	一五	門廻り	三〇
延年舞	三五	大汝参り	一六	門飾り	三〇
お	三三	お水取り	三九	かじぞめ	三八
大蔵座	元	大暴れ	三九	行列	三〇
御神酒持	元	鬼追し茶	三九	牛面	九
徳徳よめなき	一五	鬼追ひ	三九	鬼面	九
をこ	一五	か	三九	金鈴	三
大宮の的	三三	神樂男	三〇	木呪	一
丘の棚	三三	神樂舞	三〇	北村心匠會	一
男弓	三三	神樂太鼓	三〇	香持	二
大鳥毛	三三	鐘ツキ役	三六	區徽	三
大井堰淵	三七	傘持	二二	九日たん	一
御神樂(神樂)	三三	堅傘	二二	海過導師	三
御田植舞	三三	合羽	三三	毛	三
御田植	九	筋矢	三三	元服式(元服披露式)	三
御假宮つくり(宮つくり)	三三	勤定	三三	けんすい	三
御假宮たて(おかさり立て)	三三	神占	三三	けんすい	三
御假宮舞	三三	鳥の餅遣り	三三	牛頭天王	三
御注連入	三三	馬	三三		
御注連上げ	三三				

牛王賣印	一五	後夜社参	一九	降り籠	三
牛王賣印箱	一五	駒駝け	三〇	祭具	三
牛王加持	一五	駒かけ石	三〇	射し	三
ごつてらさん	三三	駒留石	三〇	社人手	三
護摩導師	三三	事始め	三〇	承仕	三
御幣持	三三	ゴオタタ	三〇	神輿	三
御幣擔ぎ	三三	ゴオタタの歌	三〇	神輿送り	三
御幣きり(幣切り)	三三	小せん	二八	神輿入り	三
御幣造り	三三	猪田彦	三〇	神輿旗	三
御神幸徽號	三三	早乙女	三〇	神馬	三
五色旗	三三	作男	三〇	神馬廻	三
紅白旗	三三	雜具持	三三	神前相撲	三
米撫	三三	雜具持	三三	下の的	三
籠の談	三三	先入道	三三	狸々排籠	三
籠の談	三三	指貫	三三	蛇頭	三
御神火	三三	櫻の弓	三三	蛇頭	三
御供持	三三	散杖	三三	蛇頭	三
御供盛	三三	散杖	三三	蛇頭	三
御供撒き	三三	杯潜り	三三	蛇頭	三
子オンダ	三三	杯潜り	三三	蛇頭	三
垢離とり	三三	三々九度の酌	三三	蛇頭	三
後夜の渡り	三三	三々九度の酌	三三	蛇頭	三

索 引 (神幸と神應)

七度半の呼び使ひ 三〇〇
惣紙の卜事 三〇〇
神籬立て 三三八
神籬飾り 三三九
神籬渡御 三三九
一箱へつたり 三三九
武者 三三七
奉行者 三三五
福太郎 三三二
福の種 三三二
服装
烏帽子 三三〇
上 三二九
狩衣 三二七
甲冑 三二五
着流し 三二五
水干 三二三

浄衣 三三五
白丁 三三〇
白装束 三二八
白衣白袴 三二八
直垂 三二七
陣羽織 三二七
十徳 三二七
素袍 三二七
東帯 三二七
野良着 三二七
紋服 三二七
紋袴 三二七
羽織袴 三二七
羽織袴 三二七
半法衣 三二七

晴着 三二五
舞衣 三二五
ふりあけ(神占) 三二五
佛名經 三二五
へイノトモ 三二五
蛇つくり 三二五
幣の神前炎上 三二五
閉帳開帳行事 三二五
法 三二五
矛(白柄、黒柄) 三二五
補任状 三二五
補任頂き 三二五
拂底天上興 三二五
法螺貝 三二五
法華八講 三二五
奉幣渡御(神事) 三二五
奉幣行事 三二五
ボダイ 三二五
火焚 三二五

索 引 (神)

舞姫 三二五
眞的 三二五
標的 三二五
的場 三二五
まのけ 三二五
松飾り 三二五
巫女 三二五
みかんじゆ 三二五
神酒箱 三二五
宮人 三二五
宮飾 三二五
宮送へ 三二五
宮送り 三二五
宮遣し 三二五
御てぐら 三二五
御三輪鳥居 三二五
御湯 三二五

御湯 三二五
道開き 三二五
みなくち祭 三二五
無垢人 三二五
六日市 三二五
女竹の矢 三二五
明王石 三二五
飯喰ひ競争 三二五
召立 三二五
餅供養 三二五
朝時歌 三二五
八百乙女(八乙女) 三二五
流鏝馬 三二五
やまだか笠 三二五
弓初め 三二五
弓曲 三二五

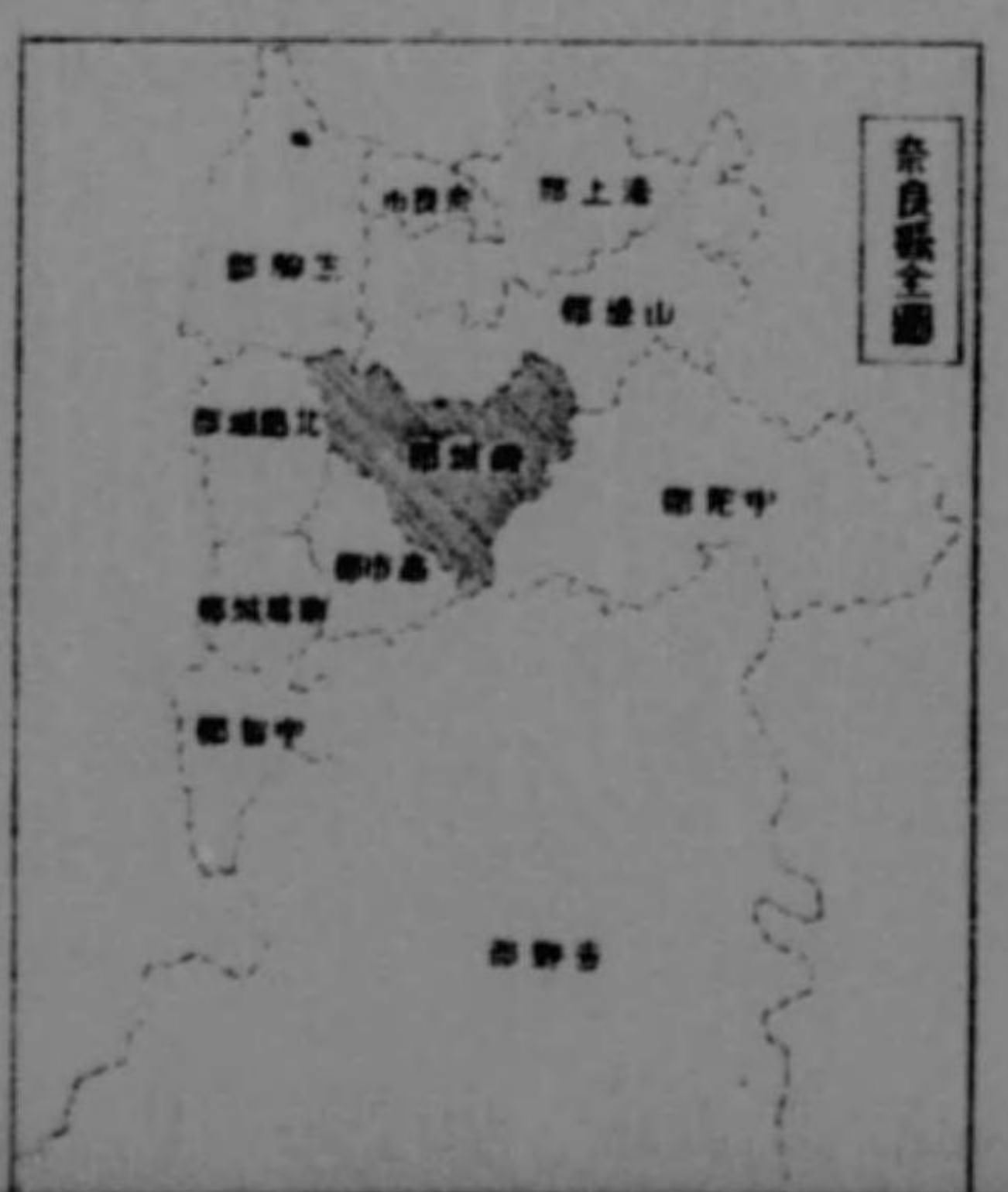
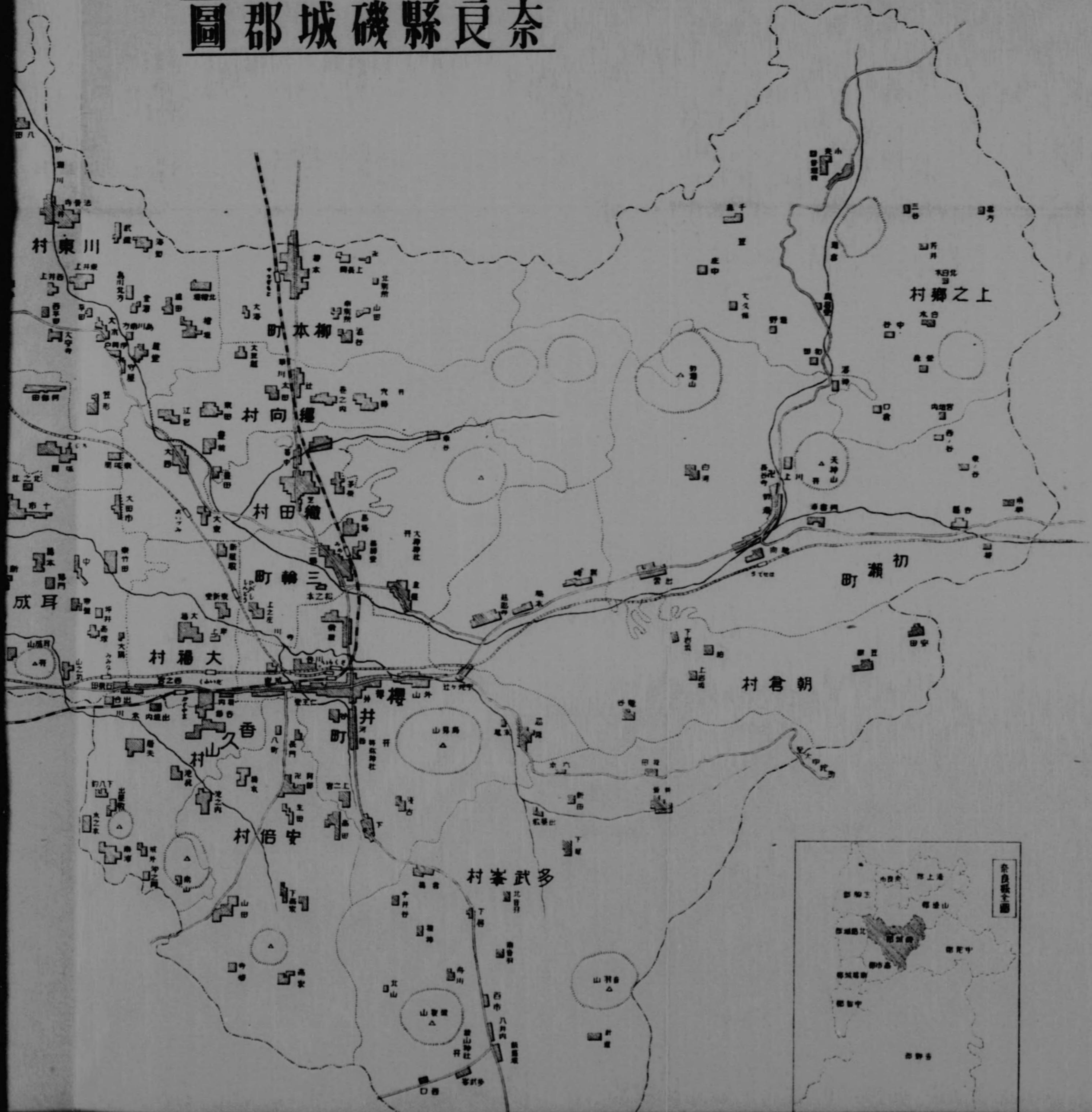
夜宮社参 三二五
宵 三二五
伶人 三二五
六坊衆 三二五
六人衆山 三二五
若衆 三二五
渡の兒(渡り子) 三二五
渡の者 三二五
渡の馬 三二五
業人形 三二五
臨差 三二五
若注連入り 三二五
九、神 三二五
荒粥 三二五
小豆粥 三二五
あらめ巻き 三二五
一身五菜 三二五

索引 (古記録)


大神社儀式(四月上卯ノ日神事)(二輪)	三三	天神標御祭禮(倉橋)天文五年	三	森屋内宮御式之覺(八條)天保年間	六
忍坂庄神事動帳(忍坂)延徳四年以降	三五	と	三	大和宮御祭禮儀式記録帳(結崎)安永七年	三
明治十三年		渡御式の節賀物覺(八條)天保年間	三	山口神社祭典明細帳(高田)明治卅二年	三
記 帳(書中)寛永六年以降	一七	當村宮座神拜立並二年中式法書控(海知)	六	給 旨(柳本)天文廿四年	一〇
け	一七	堂御莊殿親式(八師)寛政十年	六		
結 帳(取手)寛政五年	一七	頭入 定(外山)寶曆八年	六		
結 帳(取手)享保二年	一七	頭家名前帳(上の宮)享永元年	六		
こ	一七	頭家年中行事仕様控(臨本)寛政元年	六		
講 帳(茅原)慶長十五年	一七	に	六		
さ	一七	日 記(櫻井)元治元年	六		
祭 文(外山)天和二年	一七	は	六		
祭 文(多武峯)寛永六年	一七	八所明神宮屋控帳(葛本)永正十二年	六		
し	一七	橋詰勤頭簿(初瀬)享保十一年	六		
修正月勤請神名帳(赤尾)元禄五年	一七	ひ	六		
神事祭當條約立記(外山)文政五年	一七	兵主神社祭禮渡御繪巻(八師)江戸時代	六		
せ	一七	東三郷八講之(多武峯郷)嘉永四年	六		
宜 旨(柳本)天文廿四年	一七	保田神事入目次第(保田)天文廿年	三		
た	一七	み	三		
大明神御田之記(八師)	一七	宮座講年中行事帳(河西)享保元年	六		
ち	一七	宮講中神事並請式控帳(上の宮)天保十二年	六		
鎮守祭禮御供盛物帳之筆(外山)慶安四年	一七	宮座記録(山田)享和二年	六		

一終一

圖郡城磯縣良奈



圖郡城磯縣良奈

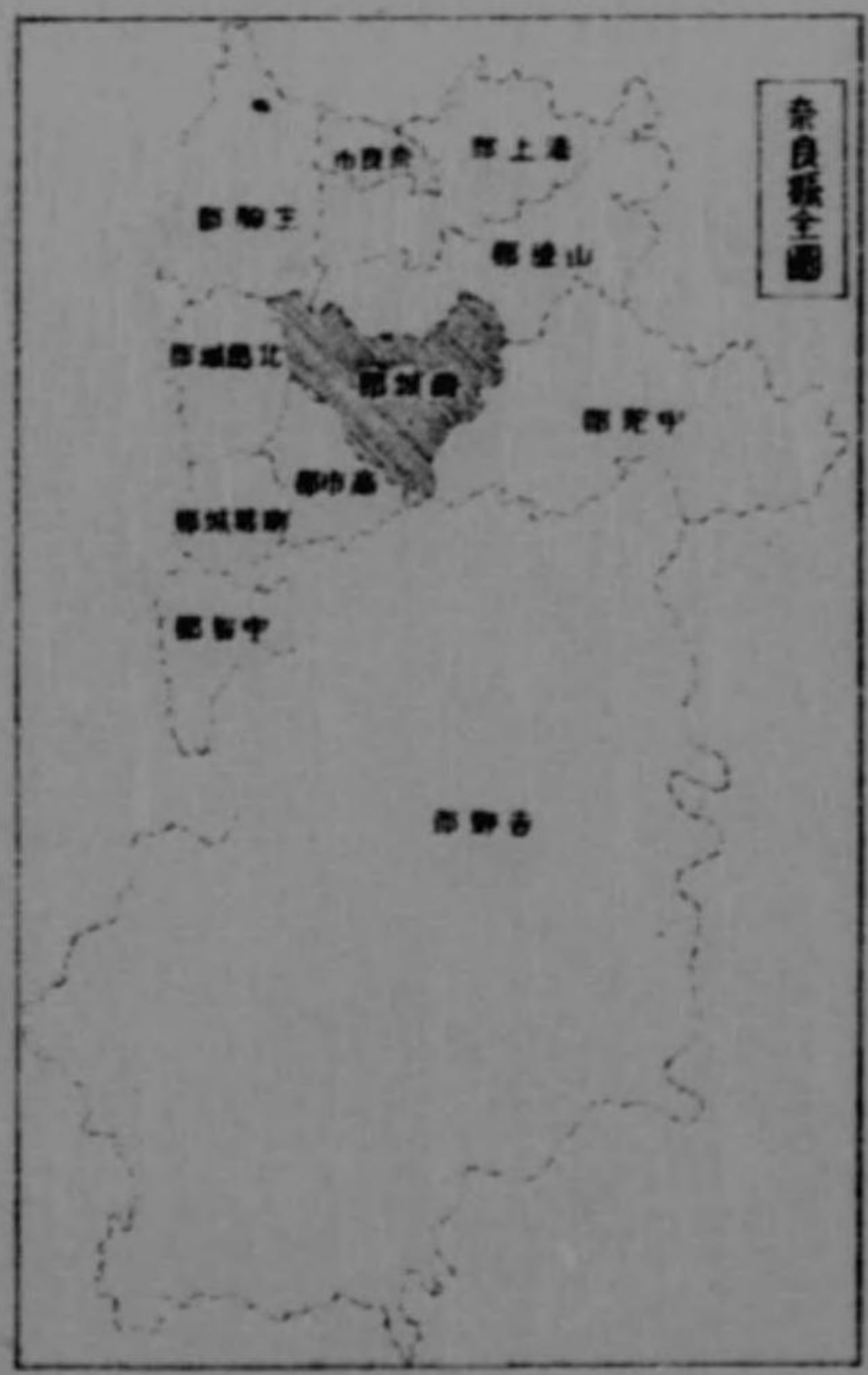



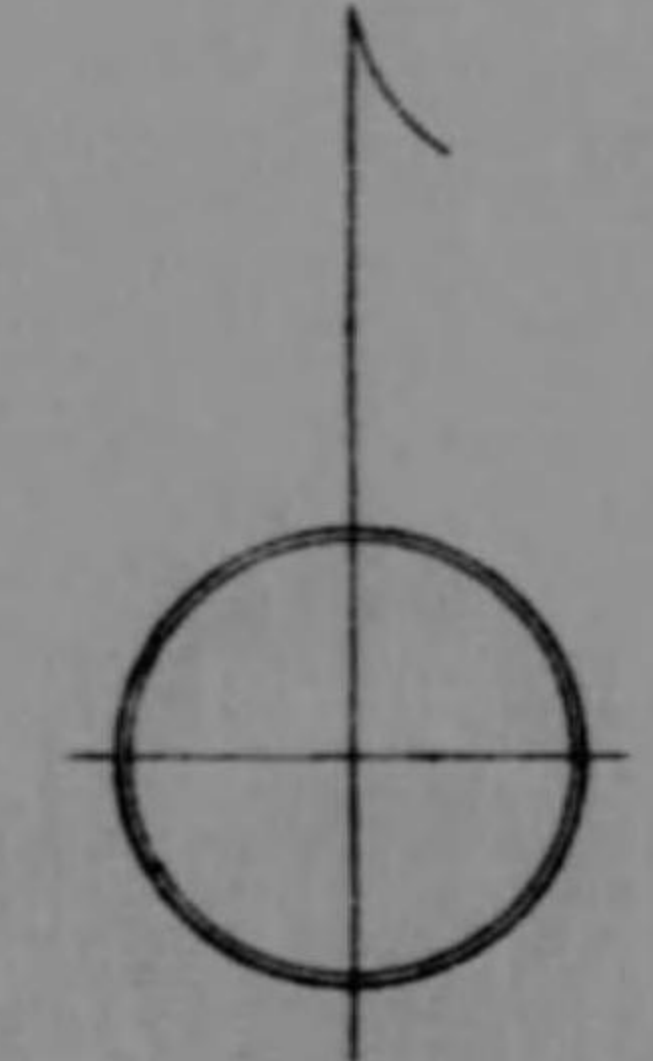

例 凡

	山
	町
	河川
	道
	鐵道
	界線
	郡界



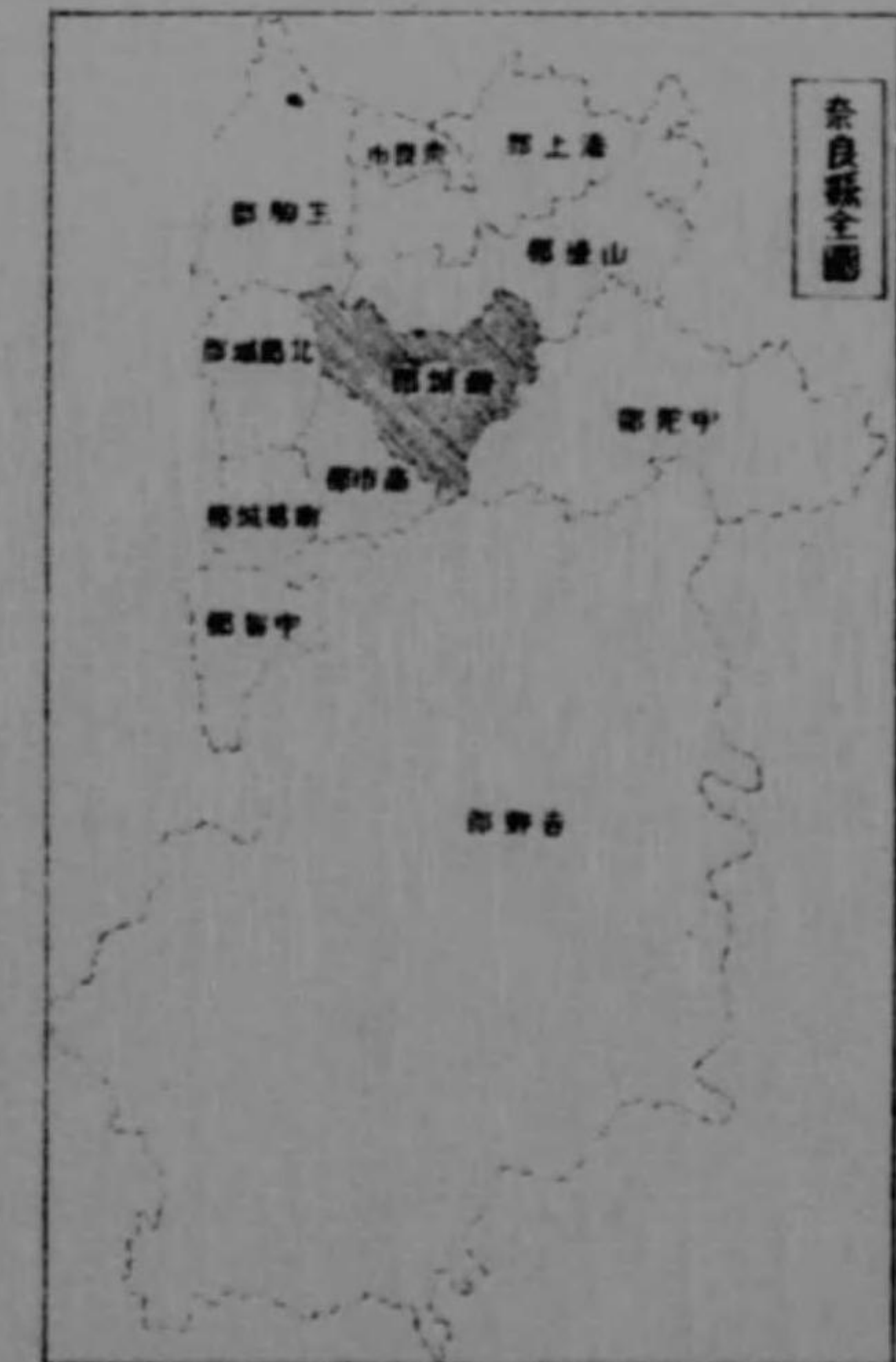
示長村城郡圖





例 凡

山	町	河	道	電	省	郡
村	庄	川	路	車	界	界



あとがき

私は大和の宮座の家に生れ、さうして育つた。幼い頃父が秋祭座に當屋から大きな鹽つけ餠の餅を持ち歸り、母と楽しく戴いたことが、いまなほ淡い記憶として腦裡に残つてゐる。學校を出て、新聞報道に携るやうになつてから、取材の關係で奈良春日神社のおん祭、二月堂のお水取、大神神社の繞道祭、長谷寺のだ、おしなど事繁く見るにつけ、少年時代の懐しい思ひ出が膨らんで、古俗神事への關心が心の奥底から油然として湧き起つて來た。

昭和十一年春、當時朝日新聞奈良支局長（現下關支局長）であつた木村博昭氏から朝日新聞奈良版に縣下各地に残る隠れた祭事を續きものとして書いてはとの話があり、同氏の支援を得て磯城郡の資料調査にかゝつた。さうした關係で私の資料の集め方や、書きぶりが最初新聞記事風なものであつたが、其後柳田國男先生をはじめ神宮皇學館大學原田敏明氏、東京文理科大學和歌森太郎氏の直接または間接の御指導で調査態度が非常に變つて來た。本書が前半、行事を中心として通俗的に取扱ひ、後半が宮座の組織に布衍して祭式形態を具體的に敘述し、聊か學究臭を帯びてゐるのはこれがためである。

由來、世に隠れ人に省みられないかうした祭事は、山間僻地の農山村にほど數多く残つてゐる。しかも素朴な村びとらはこれを敢て記録に留めるでもなく、世に語るでもなく、親から子へ、子から孫へと古からの慣行を連綿として

今に傳承してゐるのである。

この悠久無限な「書かれざる歴史」「記録されざる行事」はあらゆる時代の起伏と變遷の層積を貫いて、滾々と波めども盡きぬ民族のたましひの泉をなしてゐるのであるが、それだけに資料の蒐集は困難であつた。かうした祭事も社會圈の開放に伴つて、近年著しく衰滅し、簡略化されて古の姿を失ひつゝあるのである。悲しむべき現象であり、遺憾の極みである。いまこれを記録に残して置かねばと念願するのは筆者一人のみではなからう。

それから八年、新聞報道の仕事の寸暇を割いて、私は郡内の村々を根氣よく歩き廻つた。山道には随分苦勞もしたが、肩にかけた寫眞機と手に持つた帳面とには材料が満ち溢れてひとり悦んだ日もあつた。さうして祭事の實態をこの眼で見、この耳で捉へてその儘を忠實丹念に筆にすることに努め、極力私見をさしはさむことを避けた。神の子として心から氏神に奉仕し、敬虔な祈りを捧げてゐる里びとの神人和樂の尊い姿を見るごとに、私は涙の滲み出るのを禁ずることが出来なかつた。

昭和十三年秋郷土誌「磯城」の刊行を機に調査資料の一部を同誌に連載し、足掛九年目にやつと拙いながらも本書を世に送ることになつた。今にして顧みれば實に感慨無量なものがある。

本書に古記録を多く載録したのは、貴重な資料を保存したい念願に外ならぬのであり、且又一つの宮座、一つの祭事に同じことを管々しく繰返して敘述したのは、その宮座、その行事がよし廢絶することがあつても、後年復興の場合に役立つこともあらうかと考へたからである。しかしそれがため各項目ごとに獨立し、全體としての纏りを缺き、

横に一貫したものがなかつたことを大方に深くお詫びせねばならぬ。

未曾有の大戦は、戦ひに勝ち抜くために皇國日本のあらゆる形態を一變した。従つて古俗祭事の上にも大きな變革を齎し、きのふの形態は、必ずしもけふの姿でなくなつた。各項目の末尾に調査年月を記して置いたのはその所以である。

磯城郡は大和の中でも文化最も早く開け、上つ代では政治經濟の中心で、古い神々がましました。従つて祭事にも古代形態を傳へるものが相當あり、舊記證文の類も比較的多く残されてゐる。幸ひ私はこの地に育つてゐる關係から磯城郡の調査を先づ行つたのであるが、これによつて、大和の宮座及び祭式形態の本來の姿のそばくを窺ひ知ることが出来ると思ふ。

此の書は右のやうな次第で出来たにも拘らず、柳田國男先生に「和州祭禮記」と題を据ゑて頂き、なほ先生の高著「日本の祭」に身に餘る光榮を授けられ、そのみか貧しい本書の巻頭に、先生の夫れのみを以て一書を爲すべき得がたい御教示を頂いたことは、民俗學上の大きな利益となつたのみか、是亦著者の無上の光榮と全く感激に堪へない所である。

思へば本書をこゝまでなし得たのは京都帝大末永雅雄氏、朝日新聞奈良支局長藤田與氏の御鞭撻と御指導の賜であつて生涯忘れ得ざるものがある。

題簽は京大教授西田直二郎博士から賜はり、畏友笠松春彦氏は裝釘及び挿畫に繪筆をとつて本書に光彩を添へられ、

また刊行に當つて前奈良圖書館長野村傳四氏、國學院大學樋口清之氏、土井實氏、井川定慶氏、富田一昭氏、中西正治氏らに並々ならぬお世話になり、索引の作製に當つては松本俊吉、大倉弘臣兩君の助力を得、調査に當つて磯城郡内各國民學校、神社、寺院、宮座各關係者の絶大なお力添へを賜はり、更に製作に當つては出版社の上田理太郎、生駒藤雄、竹内亮造、植本繁造、辻本百合子、喜多事衛の諸氏の深甚な御配慮を蒙つてゐる。茲に記して篤くお禮を申上げる。

昭和十九年一月

辻本好孝

昭和十九年三月十五日 印刷
昭和十九年三月二十日 發行

三〇〇〇部

(出版會系型) い 100532

和州祭禮記



定價 五圓
特別行爲税 參拾貳錢
賣價 五圓參拾貳錢

著者 辻本好孝

發行者 奈良縣丹波市町川原城三〇七 岡善次


印刷者 奈良縣丹波市町川原城三〇七 天理時報社

右代表 岡善次 (西奈二)

發行所 奈良縣丹波市町川原城三〇七 天理時報社

振替大阪二八四二一番
會社番號一九五〇一番
東京・豊島區駒込六丁目八七五
振替東京三二三一六番

配給元
日本出版配給株式會社
東京都神田區淡路町二丁目九



989
7

